

立正大学障害学生支援室

年報

Annual Report

2022

第7号



立正大学
RISSHO UNIVERSITY

立正大学障害学生支援室

目次

巻頭言	1
1. 年報発刊に寄せて	2
2. 支援室及びスタッフ紹介	4
3. 関連情報	6
(1) 支援機器	6
(2) 設備	11
(3) 啓発グッズ	13
4. 支援室活動状況	14
(1) 利用集計	14
(2) 聴覚障害に関する支援	19
(3) 視覚障害に関する支援	21
(4) 精神・発達障害に関する支援	22
(5) 初年次教育について	23
(6) ガイダンス	37
(7) 障害理解啓発活動	38
(8) 研修会への参加	45
5. 2022 年度障害学生支援に関する FD 研修会の概要	46
6. 利用案内 (パンフレット)	47
7. 執筆要領	48

障害のある学生に対する修学支援のこれから

障害のある学生に対する修学支援に関しては、本学では障害学生支援室が学内の各組織との連絡・調整の役割を果たしてきた。改正障害者差別解消法の令和6年4月施行を控え、これまで本学が行ってきた障害学生に対する修学支援に関する取り組みを着実に実行することはもちろんであるが、多様な障害のありようとそれぞれのニーズに十分に対応できる支援の枠組みや支援体制についても、さらにブラッシュアップしていく必要を感じている。

本学における障害学生支援は、平成24年度に石井富美子副学長（当時）の呼びかけにより「障がいのある学生支援プロジェクトチーム」が発足し、ここで全学をあげた障害学生支援のあり方が協議され、全国の大学の先駆けとなる「障がいのある学生サポートルーム」が平成26年度に開設されたことをその嚆矢としている。当時においても障害のある学生がキャンパスで学んでおり、学部ごとに必要な対応を行ってきたところではあったが、学部によって対応が異なることがあるなど課題も多く、障害のある学生に対する修学支援は全学として取り組むべきとの声があがっていたことを記憶している。

その後、障害者差別解消法の制定に伴い、平成28年に「障がいのある学生サポートルーム」を改組し、全国の大学の中でもいち早く大学機関としての「障害学生支援室」を開室した。篠田晴男室長（当時、心理学部教授）のご尽力の下で品川・熊谷の2拠点に、心理、福祉、教育を専門とする障害学生支援コーディネーターを配置し、障害のある学生に対する修学支援の全学的な体制を整えてきたところである。当時より品川キャンパスは精神障害・発達障害のある学生が、熊谷キャンパスは肢体不自由、視覚、聴覚に障害のある学生が多い傾向にあり、対応についてもそれぞれのキャンパスごとに行われてきた。

障害学生支援室の開室より8年が経とうとするいま、精神障害や発達障害のある学生に対する支援ニーズが品川キャンパス・熊谷キャンパスともに増えてきている。こうした学生のもつ障害による修学の困難さとこれを解消・軽減するための支援のありようは、個々人ごとにさまざまであり個別性が高い。こうした状況から、今後はより丁寧な建設的対話と多様な修学支援の展開が求められており、障害学生支援室コーディネーターのみならず障害のある学生と接するすべての教職員の障害に対する理解の向上とスキルアップも求められている。

近年では、従来行ってきた修学環境の調整といった支援のみならず、レポートの作成指導などの学修支援や正課外活動への参加支援、日常生活に関する福祉的ニーズへの対応など、障害のある学生の学生生活全般に関する支援についても、大学に対して期待する声を頂戴している。改正法施行を控えたいま、常に先取的な取り組みを行ってきた立正大学としてどのような対応が可能なのか研究し、必要な支援体制の充実強化に取り組んでいきたいと考えている。

令和6年3月
障害学生支援室長・社会福祉学部教授
濱畑 芳和

1. 年報発刊に寄せて

支援者が目指すべきこと

島田 直子 (2016-2022 年度)

品川キャンパス・障害学生支援室 チーフコーディネーター

障害者差別解消法の施行に伴い、立正大学品川キャンパスに開設された障害学生支援室に、2016年4月に着任した。着任した年の夏、米国コロラド州にある母校の障害学生支援室 (Disability Support Services : 以下 DSS とする) を視察訪問した (島田ら, 2017)。米国の障害学生支援は 1800 年代に始まり、視察訪問先の DSS は 1990 年の American Disability Act (ADA: 障害のあるアメリカ人法) 施行の翌年に開室された。開室当初から DSS の立ち上げに関わってきたディレクターに、直接話を伺うことができた。訪問先の DSS では、ADA を根拠とした法令遵守のために合理的配慮の導入を進めて 25 年が経とうとしていた。近年は、必要な学生に個別に合理的配慮を行うだけでなく、多様なニーズのある学生が、必ずしも個別の配慮に頼ることなく、学習できる教育環境の整備を進めるユニバーサルデザインの方向へシフト転換を図ろうと試行錯誤しているということであった。しかしながら、教育環境そのものの変更なく、個への対応を基本として確立された既存の体制を変えることは本当に労力がある。日本は、これから体制整備を図っていくのであれば、ぜひ大学における学びのユニバーサルデザインの充実を前提とした、インクルーシブな教育環境の整備を含めて、障害学生支援体制を築いてほしいとアドバイスして下さった。

社会モデルに照らしても、このアドバイスには納得できた。建設的対話の過程で、全ての学生のニーズに対して合理的配慮文書を発行して個別に対応していくのではなく、教育環境全体の変更や周囲の学生のナチュラルサポートの活用を勧めるなどの交通整理が必要であることが理解できた。また、米国ではセルフアドボカシーの重要性に関する研究が進んでいるが、立正大学でも自分で伝えられる配慮は直接教職員に相談することを促すなど、コーディネーターが過剰に支援をして、学生のセルフアドボカシースキルを伸ばす機会を奪わないように支援のアプローチを工夫した。学生の卒業後の自立を考えれば、セルフアドボカシーができるようになることは、適切な合理的配慮を受けることと同様に、学生にとってプラスになるだろうと思い支援活動を進めた。

障害学生支援室の利用件数が急増する中で、さまざまなニーズのある学生と出会ったが、合理的配慮のプロセスには非常に手間がかかることがあった。本来ユニバーサルな教育環境が整備されていれば必要ではないはずの負担が、障害のある学生側にかかりすぎではないか、セルフアドボカシーの経験を積むことは重要であるが、社会モデルを前提とした障害学生支援で学生はどこまで努力しなければならないのかと葛藤することもあった。そのような日々を過ごす中、2018 年度障害学生支援 FD で本学卒業生の倉島彩氏の講演があった。倉島氏は本学卒業後、弱視の視覚障害をもちながら企業で働いていた。講演では倉島氏が自ら学びの場を切り開いたり、就職先で苦労して配慮を獲得していったことが語られた。参加者が彼女の話

に圧倒される中、どうしてそこまで頑張れるのか、その強さはどこから来るのかという質問が挙がった。彼女は人生において出会った複数の恩師が、自分のことを理解して寄り添い、背中を押してくれたこと、気にかけてくれたことに触れた。就職後、必要な支援を得て自分の頑張りを認めてくれる上司と出会い、自分の仕事が評価されるようになったとき、初めて、仕事をする上で重要なのは障害ではなく自分の能力なのだと気づいたと語った。公平な教育の機会を担保するための支援は必要だが、社会に出てからのことを考えると大学で過剰な支援をしないことも大切だと訴えた。

倉島氏の話に自分が日々の支援で抱いていた葛藤に対してヒントがあると感じた。彼女が意図したこととは異なるかもしれないが、障害学生支援で最も重要なのは、学生が困らないように十二分な支援を与えることではない。過剰な支援は本人の自立を妨げ自尊心の低下につながる(Fisher et al., 1982)。卒業後、必要な支援や配慮をすぐには得られない場面に遭遇する可能性も否めない。厳しい状況でも、自分の社会参加を諦めず、粘り強く建設的対話を重ねる必要がある時もあるであろう。その際に糧となるのは、自分の力を信じてくれる支援者の存在や適切な配慮を活用して成功したという経験なのではないだろうか。在学中に支援者と信頼関係を築き、合理的配慮を活用した成功体験を積み重ねて、自信をもって社会に出て行けるようにサポートすることが大学の支援者の目指すべきことなのではないかと思った。

開室から数年がたった頃から、障害学生支援室に足しげく通っていた学生が無事に卒業していく姿を目にすることが多くなった。直接支援にあたって下さった教職員の方々と学生の様子について共有し、学生が成長していく姿をとともに喜ぶことができた。入学当初は自分のニーズをうまく伝えられなかったり、配慮要請を遠慮していた学生が、自ら努力するとともに、周囲の仲間や教職員に支えられて卒業に至ったと晴れ晴れした表情で報告に来てくれるのは本当に報われる時間であった。私の任期中の支援は試行錯誤の連続であったが、今後支援がより充実し、卒業生たちの障害学生支援の経験がセルフアドボカシーのエンパワメントとなり、合理的配慮を活用して、社会参加する姿を社会と共有していくことでインクルーシブな社会づくりに貢献していくことを願う。

参考文献

Fisher, J. D., Nadler, A.& Witcher-Alagna, S. (1982). Recipient reactions to aid, *Psychological Bulletin*, 91(1),27-54.

島田直子・篠田晴夫・篠田直子(2017). 米国における障害学生支援の現況と課題について —UNC における DSS の視察に基づいて—立正大学心理学研究所紀要,15,91-98.

※倉島彩氏の講演録は立正大学障害学生支援室年報第3号 p 12-19 を参照されたい。

2. 支援室及びスタッフ紹介

(1) 障害学生支援室及び新スタッフ紹介

1) 障害学生支援室（組織）

○障害学生支援室・室長

○チーフコーディネーター

島田直子：公認心理師 臨床心理士 学校心理士

Nationally Certified School Psychologist (米国)

○コーディネーター

品川キャンパス

高木伸子：中学校教諭一種 高等学校教諭一種免許（国語） 特別支援教育士

饒波圭祐：公認心理師 臨床心理士

熊谷キャンパス

森下陽美：社会福祉士

佐々木壮太：公認心理師 臨床心理士

○事務関係

品川・熊谷キャンパス兼務 1名

2) 新任・コーディネーター

熊谷キャンパス

佐々木壮太 公認心理師 臨床心理士

大学院修了後、熊谷キャンパスの障害学生支援室にコーディネーターとして着任しました。資格としては、臨床心理士、公認心理師を有しています。学生時代に学んできたことと実際の現場で学ぶことには異なる側面があり、日々新鮮さを感じています。多職種が集まる環境でもあるため、心理士としてだけでなく、より幅広い視点を持ったコーディネーターとして支援に臨めるよう研鑽を積みたいと思います。また、学生との年齢の近さを活かしたいと考えていますが、学生の感じ方、考え方は人それぞれだと思います。学生を終了した私と、真ただ中にいる学生では、時間の流れも異なると思います。学生の時間の流れに寄り添い、学生の感じ方と想いを尊重しながら、日々の支援に携わっていきたいと考えています。

3. 関連情報

(1) 支援機器

1) 品川キャンパス

2021年度より、障害学生支援室・受付窓口にて支援機器の一部を継続して紹介・展示している。支援室を利用する学生や教職員に自由に見て頂き、様々な面談の際なども、実物を見ながら使用の検討や参考にしている。

【品川キャンパス】



【カウンター上①】



イヤーマフ、Loop Experience、デジタル耳せん

【カウンター上②】



リーディングルーラー、カラーバーレーペ、ウェアラブルメモ、時々感タイマー、ブギーボード、歩導くん

【指差しシート類】

耳の聞こえにくい学生が来室された場合等に利用する。(受付窓口用)

↑ 耳が聞こえにくい方は、このシートで教えてください！ 受付窓口用

障害学生支援室

- 相談があつて来ました。 ● はい ● その他
- 教えてほしい事がある。 ● はい ● その他
- 体調が悪いのでここで休みたい。 ● はい ● その他
- 筆談します！

立正大学
RIEIKO UNIVERSITY

立正大学
RIEIKO UNIVERSITY

きこえない・まきとりにくいも1010

障害学生支援室

■ 障害学生支援室：聴覚障害・支援グッズ（指差しシート）について

- > 日常のやり取りや緊急時などのコミュニケーショングッズをそろえました。
- > ラミネート加工が出来る機器を購入予定でした事から…
フニート加工もしたものを使用してもらつた。
(ラミネート加工をする事で消したり書いたりが取り返して出来る。)
- > A4サイズやA6サイズしたものを広げておいてお渡しする予定です。

使用イメージ
①コンビニエンスストアで！ (ex: 熊谷キャンパス内、デパートや一般的なお店にも)
の災害時など緊急時のコミュニケーション（伝えない事）の一助に！

音だけの情報

会議など
大人数の会話

くちびるの動きが
見えにくい時の会話

言葉の意味がわからない
聞き手がわからない

発声

耳が聞こえない学生は
聴覚障害者である
聴覚障害者である
聴覚障害者である
聴覚障害者である
聴覚障害者である

Presented by Shougai gakusei ehenshitsu

■ 私の伝えたいこと！ What I want to Communicate 災害時など緊急用

障害学生支援室

<p>電話をかけてほしい</p>	<p>伝えてほしい！</p>	<p>食べ物が欲しい</p>	<p>飲み物が欲しい</p>
<p>休みたい… (● 横になって休みたい) (● 寝て休みたい)</p>	<p>連れて行ってほしい</p>	<p>手当てしてほしい</p>	<p>トイレにいきたい</p>

立正大学
RIEIKO UNIVERSITY

障害学生支援室

立正大学
RIEIKO UNIVERSITY

↑ 耳が聞こえにくいので、このシートで伝えさせてください！ 障害学生支援室

<p>購入します！</p>	<p>不要です！</p>	<p>温めてください！</p>	<p>温め不要です！</p>
<p>ください！</p>	<p>不要です！</p>	<p>サイズ！</p>	<p>ICE or HOT</p>
<p>お支払方法</p>		<p>トイレを貸してください！</p>	

3. 関連情報 (1) 支援機器

2) 熊谷キャンパス

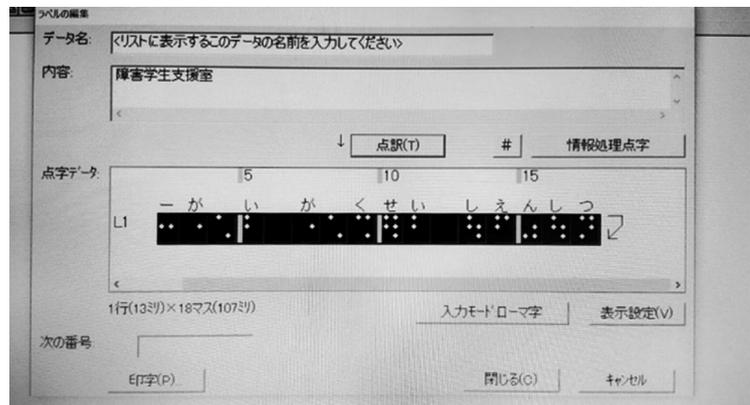
熊谷キャンパスでは、点字を使用する学生の在籍を機に点字プリンターは導入していたが、令和4年度、新たに点字シールを作成できる点字ラベラーを購入した。点字ラベラーの購入により、点字が読める視覚障害学生の要望に沿って、必要な箇所に目印として点字シールを貼ることができることとなった。

このほか、両キャンパスともに、発達障害のある学生を支援に役立つと考えられる支援機器を購入した。カラーバールーペは、文章を読む際に読んでいる行に色を付け、文字を拡大することが可能なため、読んでいる場所を目で追いやすくなり、読み飛ばしを防ぐと考えられる。腕に巻きつけられるウェアブルメモや、スマホに貼り付けられるメモパッドは、ボールペンを使用して何度も書いたり消したりできるため、日々のスケジュール管理や、忘れ物防止に役立つ。タイムタイマーは時間を可視化することができる。ため、時間管理に役立てることができるものである。最近では障害の有無にかかわらず、日々の暮らしを便利にする機器が開発販売されている。

支援機器は、学生への紹介のため支援室で見本として保管しているほか、学内で利用するため貸出しを行う場合がある。令和4年度に購入した支援機器・支援ツールの写真と、現在本学で保有している主な支援機器の一覧を掲載する(10P参照)。

【点字ラベラーと専用ソフト】

専用ソフトを使用して、墨字から点字に変換し、点字シールを作成することが可能。



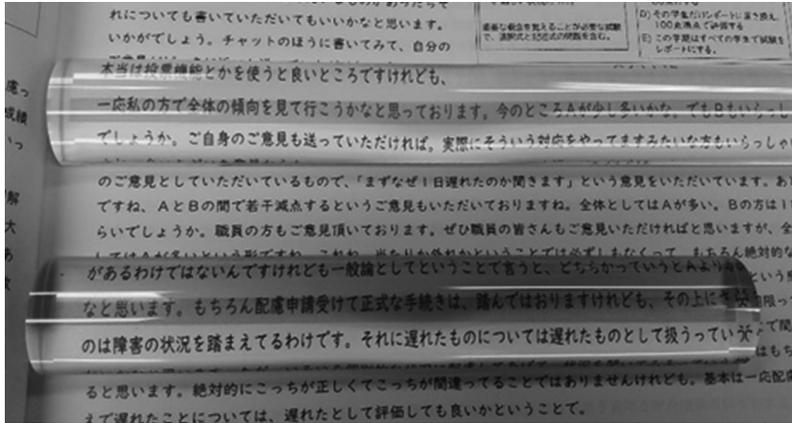
【タイムタイマー】

視覚的に時間を把握するために利用できる。



【カラーボールペ】

読んでいる箇所にも色を付け、文字も拡大できる。



【ウェアブルメモ、メモパッド】

ボールペンを使用し、何度も消したり書いたりできるメモツール。腕に巻くタイプとスマホの背面に貼るタイプがある。



3. 関連情報 (1) 支援機器

主な支援機器一覧

品：品川
熊：熊谷

機器名	用途	領域	所蔵
拡大読書器 オキスデスクセット HD	紙媒体の資料の文字を拡大し読みやすくする。また読みやすいように背景色と文字色を変更することもできる。	視	熊
点字プリンター EXTRA ESA721	点字の文書や図形の出力ができる。	視	熊
点訳ソフト Extre for Windows Ver.7	Word 等で作成した文章を点訳できる。	視	熊
スキャナー Scan snap SV600	書籍を上向きに開いた状態でスキャンすることができるスキャナー。	視	熊
点字ラベラー	付属のソフトを使用して、点字シールの作成が可能。	視	熊
iPad	UD トークアプリを使用したり、電子化された資料を拡大して読むことができる。	視・聴	品・熊
Apple Pencil	iPad と接続し直接手書きの文字を書くことができる。	共	品・熊
補聴援助システム フォナック Roger パスアラウンドマイク Roger マイリンク	送信機で受け取った音声を、離れた場所においても受信機で受信することができ、話し手の声を聞き取りやすくできる。	聴	熊
音声認識アプリ UD トーク	音声を文字に変換することができるアプリ。	聴	品・熊
iRig2	iPad とロジャーを接続し、UD トークを利用することができる。	聴	熊
ボイスレコーダー iFLYTEK AI SR302 Pro	音声録音のほか、音声を同時に文字化することが可能。	視・聴・発	熊
高齢者疑似体験セット Amivoice Front WT01	身体の不自由な方の状態を疑似体験することができる。	肢	品・熊
Amivoice Front WT01	UD トーク使用の際、専用マイクとして利用。	聴	熊
トキ・サポ 時っ感タイマー	時間を視覚的にイメージすることで、見通しをつけやすくする。	発	品・熊
Wemo バンドタイプ	リストバンドのように腕に巻くことができるメモパッド。繰り返し文字を書いたり消したりできる。	発	品・熊
Wemo Pad タイプ	スマホの裏に貼れるメモ。ボールペンで記入したものが消しゴムで消せ、繰り返し使える。	発	熊
ノイズキャンセルヘッドホン Bose QUIETCOMFORT 35 II	環境音などの雑音などを遮り、必要な音のみ聞き取りやすくする。	発	品・熊
ポータブル DVD ドライブ BUFFARO DVSM-PTV8U3-BKB	障害学生支援に関する DVD の視聴に活用。	共	品・熊
ノートパソコン	ノートテイクに利用。	聴	品・熊
ブギーボード	繰り返し利用できる筆談用の液晶タブレット。	聴	品・熊
カラーボールペ	紙媒体の文章を読む際、読んでいる箇所にマーカーを引いたように見ることが可能。同時に文字を拡大できる。	発	品・熊
三連折り畳みパーテーション	周りからの視線を遮って過ごしたい時などに利用できる。	精・発	熊
車椅子	手動。	肢	品・熊
JINRIKI QUICK II	災害時の車椅子利用者の誘導に利用。	肢	品・熊

(2) 設備

1) 品川キャンパス

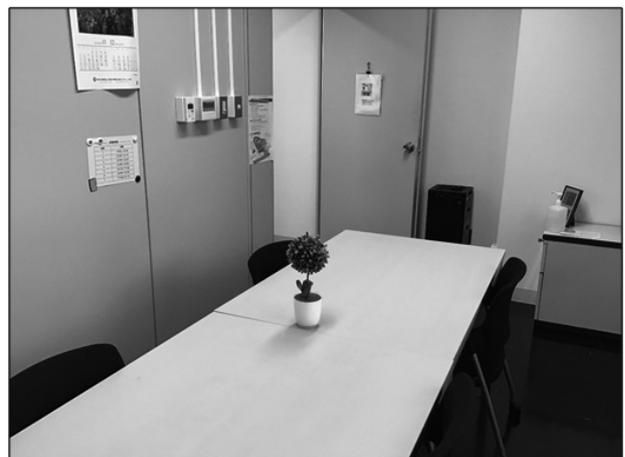
支援室内には、2ヶ所の面談スペースがあり、個別の相談に利用している。



品川キャンパス 受付



面談スペース



面談室(個室)

2) 熊谷キャンパス

熊谷キャンパスの障害学生支援は、スタッフの事務スペースを含む共有スペースと面談室からなる。共有スペースには学生が利用できる PC が 2 台設置されており、PC を利用して学生自身が課題に取り組むことができるほか、スタッフが学生の課題の提出状況を一緒に確認することができる。支援室奥に面談室が 2 つあるが、支援機器の増加に伴い、1 つは主に作業スペースとして使用している状態である。一時休憩の際に 1 人で静かに過ごしたいという学生については、面談室を利用している。

【支援室共有スペース】

学生からの修学相談のほか、教職員との打ち合わせなどに利用。



【面談室】

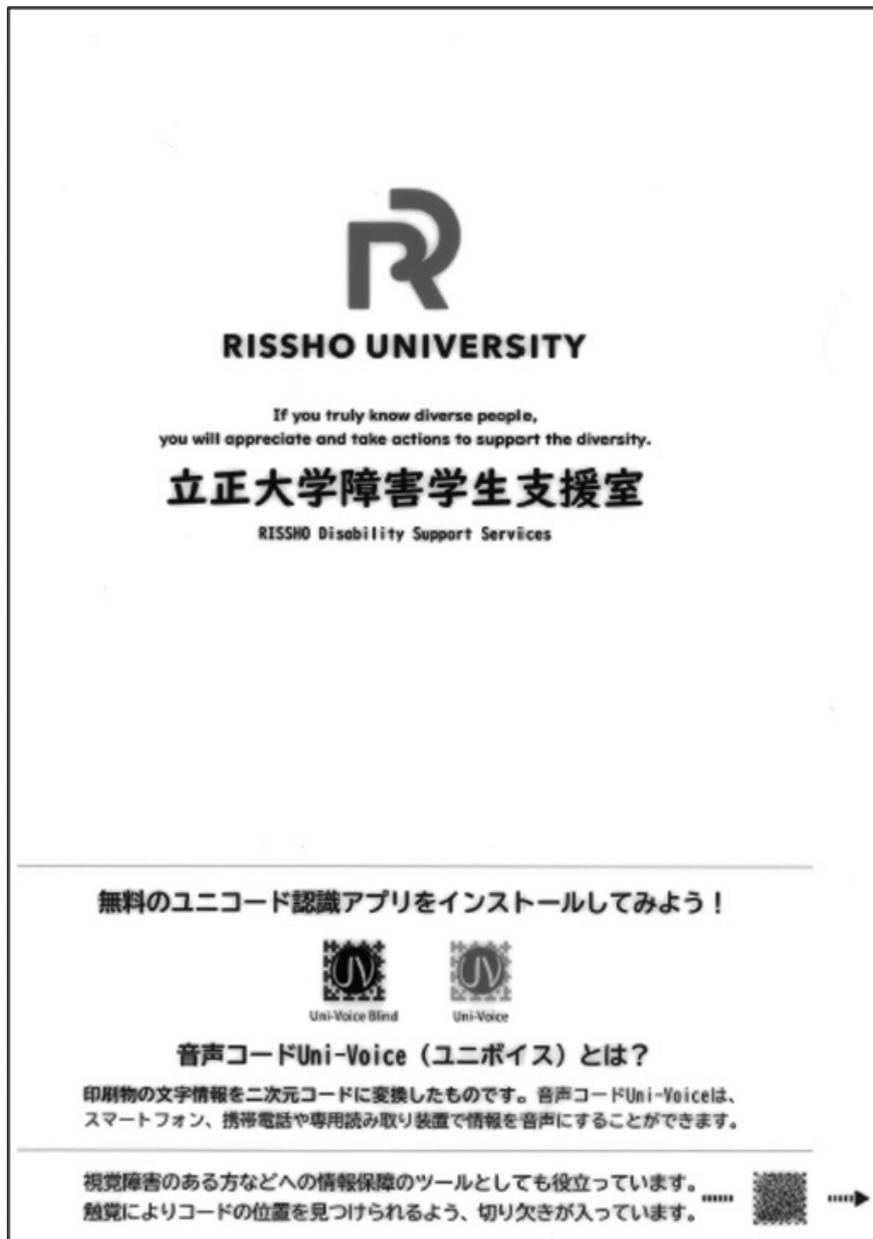
静かに過ごしたい学生が利用したり、気分が悪いが保健室に行くほどではない学生が、少し横になって休んだりすることもある (左)。点字の文書を出力したり、根拠書類をスキャンしたりするほか、オンライン面談やオンライン会議で使用 (右)。



(3) 啓発グッズ (品川／熊谷キャンパス共通)

障害学生支援室について知ってもらうことと同時に、障害に対する理解促進のため、グッズを作成し、学内で配布した。

1) 音声コード (Uni-Voice) 付クリアファイル



*Uni-Voiceとは、印刷物の文字情報を二次元コードに変換したものです。

音声コード (Uni-Voice) は、スマートフォン、携帯電話や専用読み取り装置で情報を音声にすることができます。

*視覚障害のある方などへの情報ツールとしても役立っています。

触覚によりコードの位置が見つけれられるように、右下部分に切り欠きが入っています。

4. 支援室活動状況

(1) 利用集計

1) 障害学生支援室利用状況

令和4年度に障害学生支援室を利用した学生は、品川キャンパスで69名、熊谷キャンパスで39名、合計108名であった。昨年度に比べ10名増加した。令和4年度には原則対面授業が再開されることとなり、一部オンライン授業も残ったものの、大学はコロナ禍以前の体制に近い状態に戻ったといえる。都内にある品川キャンパスでは、それに伴い利用した学生の数が増えたと考えられる。一方、熊谷キャンパスについては、学部によっては実験実習があるため、早期に対面授業が再開されていたことも影響したのか、令和3年と利用者数に大きな変化はなかった。

両キャンパスに共通して、令和4年度では対面授業への参加の困難さを訴える学生からの相談が増えた。新型コロナウイルス感染症拡大という今まで経験したことのない状況のなか、大学は多くの授業をオンラインに切り替え、学生が自宅に居ながら学べる環境を整えてきた。このことは、障害のある学生の抱える困難さを軽減することにつながったことは確かである。ただし、多くの授業をオンラインで実施するというのは、コロナ禍の緊急措置である。対面授業を原則とする本来の体制へと戻るにあたり、合理的配慮としてどのような支援を行うことができるのか、学生個々の状況に照らし、慎重な判断が必要となった。

①学部別利用学生数

令和4年度の学部別利用学生数を見ると、社会福祉学科(15名)、心理学部臨床心理学科(13名)、文学部社会学科(10名)からの来室者が多かった。入学希望者については、品川キャンパスで5名、熊谷キャンパスで3名であった。熊谷キャンパスでは、卒業生1名の利用があった。また、データサイエンス学部については2学年のみの在籍であるが、令和4年度に利用する学生はいなかった。両キャンパスとも、大学院生の利用はなかった。

表1 学部別利用学生数

(単位:人)

学部		学科	人数
入学希望者			8
学部	心理学部	臨床心理学科	13
		対人・社会心理学科	4
	法学部	法学科	3
	経済学部	経済学科	7
	経営学部	経営学科	5
	文学部	哲学科	4
		史学科	4
		社会学科	10
		文学科：日本語日本文学専攻コース	4
		文学科：英語英米文学専攻コース	2
	仏教学部	仏教学科	7
		宗学科	1
	地球環境科学部	環境システム学科	8
		地理学科	8
	社会福祉学部	社会福祉学科	15
		子ども教育福祉学科	4
データサイエンス学部	データサイエンス学科	0	
卒業生			1
合計			108

② 学年別利用者数

支援室を利用した学生の学年を見てみると、品川キャンパスでは1年生、4年生が多くなっており、3年生の利用が少ない。熊谷キャンパスでは、1年、2年の利用者が多い。熊谷キャンパスでは、身体障害（視覚障害、聴覚障害）の学生が2年生に複数在籍していることから、利用者数が多くなっている。両キャンパスともに、3年生の利用が少なくなっている。

1年生については、高校から大学への移行に伴い、様々な変化への不安や適応への困難さから、相談・支援を求める学生が多かった。また、4年生については、単位取得状況が厳しく卒業が危ぶまれるケースや、就職に関する相談などにより、利用する学生が増加した。

表2 令和4年度学年別利用学生数

(単位:人)

	入学前	学部1年	学部2年	学部3年	学部4年	卒業生
令和4年度品川	5	22	15	7	20	0
令和4年度熊谷	3	12	13	2	8	1
計	8	34	28	9	28	1

4. 支援室活動状況 (1) 利用集計

③障害種別利用者数

障害別の利用者数では、両キャンパスともに、「精神障害」、「発達障害」の人数が多い。両者を合わせると品川キャンパスでは46名(66.6%)、熊谷キャンパスでは18名(46.1%)に上る。また、発達障害の二次障害とみられる「精神障害・発達障害」併存の学生が品川キャンパスでは8名(11.6%)、熊谷キャンパスでは3名(7.7%)であり、発達障害の学生が占める割合が非常に多かった。このほか、熊谷キャンパスでは、身体障害の学生が占める割合が多く、全体の3割を超える。なかでも「聴覚・言語障害」が5名(12.8%)、「視覚障害」の学生が4名(10.3%)であった。

表3 障害種別利用者数

(単位：人)

障害種別	品川キャンパス	熊谷キャンパス
精神障害	21	10
発達障害	25	8
肢体不自由	4	2
聴覚・言語障害	2	5
視覚障害	1	4
病弱・虚弱	0	2
その他の障害	0	2
精神障害・発達障害	8	3
肢体不自由・聴覚・言語障害	0	0
肢体不自由・精神障害	0	0
肢体不自由・発達障害	0	0
視覚障害・精神障害	1	1
発達障害・病弱・虚弱	0	1
不明	7	1
計	69	39

④月別利用状況

月別の利用状況をみると、両キャンパスともに年度当初の4月が最も多い。この時期は、新入生からの新規相談のほか、在校生からの履修計画や受講に伴う配慮の相談があった。また、8月、2月は長期休暇のため、支援件数が少なくなっている。なお、熊谷キャンパスでは8月の相談件数が34件であったが、学生からの行事への参加に伴う支援の相談が複数あり、それに伴う学内担当者との調整などを行った。また熊谷キャンパスの11月の支援件数が多い背景としては、定期試験配慮のための手続きのため、利用学生が書類の受け渡しや教員との相談結果の報告など、通常よりも多く支援室を訪れたことが影響している。

図1 品川キャンパス月別支援件数

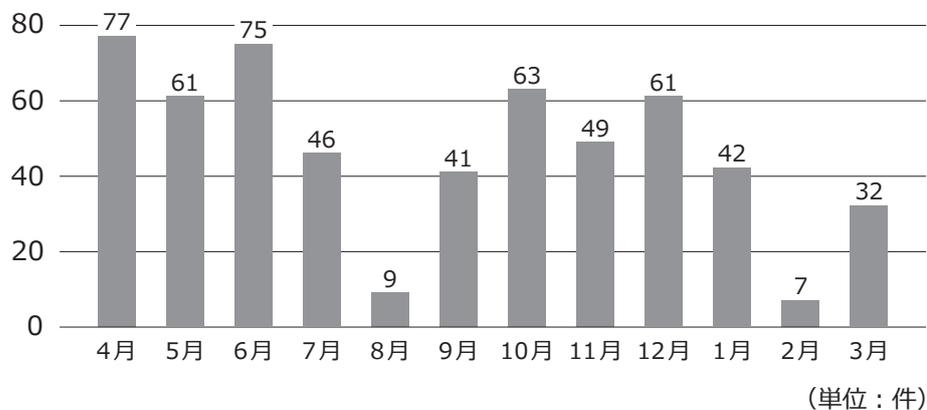
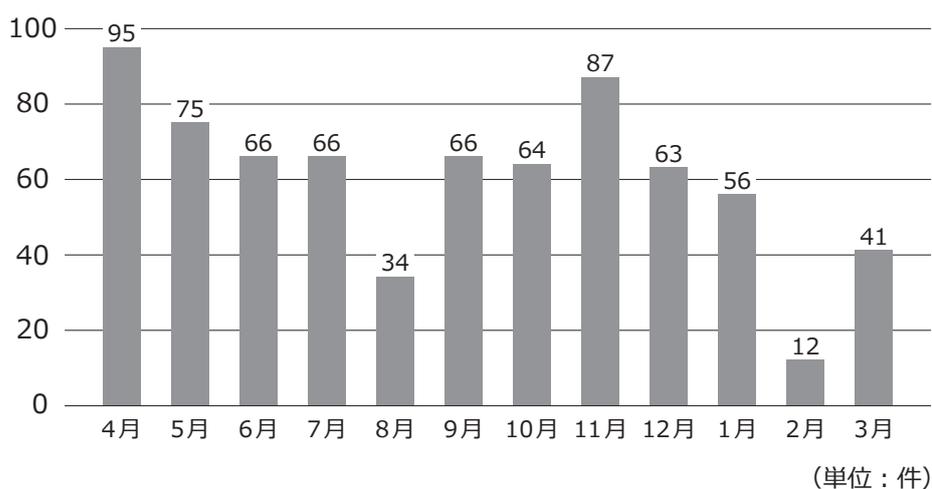


図2 熊谷キャンパス月別支援件数



⑤対応別支援件数

令和4年度の支援件数は、品川で541件、熊谷で725件、合計1266件であり、令和3年度の990件から30%近く増加した。両キャンパス共に、学生や保護者からの「修学相談」が最も多く、品川では320件(59.1%)、熊谷では292件(40.3%)であった。さらに「修学相談」に学生や保護者からの「問い合わせ・相談」を合わせると、品川では391件(72.2%)、熊谷では427件(58.9%)となり、学生や保護者への対応が支援の大半を占めていた。このほか、教職員への「情報提供・連絡・問い合わせ」と「情報共有会議・連携」が品川で102件(20.7%)、熊谷では145件(20.0%)となり、修学支援を円滑に進めるためには、教職員と日常的な情報共有や連携が欠かせないことが分かる。

また、令和4年度では対面授業が再開されるのに伴い、「一時休憩支援(休憩+相談)」と「一時休憩場所の提供」の件数が増加した。特に品川キャンパスでは一時休憩のための支援室利用が令和2年度にはなく、令和3年度も1件のみだったが、令和4年度では15件であった。熊谷キャンパスも令和2年度には一時休憩利用の学生はいなかったが、令和3年度には19件、令和4年度は46件と増加した。

このほか、熊谷キャンパスでは視覚障害の誘導支援、聴覚障害のノートテイク支援に協力する支援学生から「問い合わせ・連絡」、および「打ち合わせ・相談」も43件(6%)あった。ノートテイクの実績を確認する書類に関する問い合わせや謝礼に関する連絡が中心であるが、支援にあたって障害のある学生との関わりについての悩み、関係調整などについての相談も寄せられた。

なお、「その他」のなかには、障害者手帳情報および診断書の受理などが含まれる。

表4 対応別支援件数

(単位:件)

対応種類	品川	熊谷	合計
問い合わせ	71	135	206
修学相談	320	292	612
情報提供・連絡	85	101	186
情報共有会議・連携	27	44	71
一時休憩支援(休憩+相談)	13	16	29
一時休憩場所の提供	2	30	32
(学外者)学外との連携(保護者は除く)	6	6	12
(支援学生)問合せ・連絡	0	31	31
(支援学生)打合せ・相談	0	12	12
その他	17	58	75
合計	541	725	1266

(2) 聴覚障害に関する支援

1) 品川キャンパス

聴覚学生の支援に関して

聴覚障害のある学生への支援を以下に記載する。聴覚障害を有している学生が読唇可能な場合は、オリエンテーションや、授業で、職員・教員に話し方に関して気を付けてもらい、ゆっくり、はっきりと発音するように配慮した。聞き取れなかった部分は、授業後に教員に個別で質問し、知人・友人にもサポートしてもらえるよう促した。

読唇が難しい聴覚障害の学生に関しては、補聴器の利用を促し、加えて、教員がマイクを利用するようにした。また、本人、保護者にUDトーク、ロジャー、アミボイスなどの情報提供を行った。

教員がマイクを使用しても聞き取りづらい場合は、FMマイクに変更を行った。都合により、FMマイク使用が困難な場合は、口頭でなく板書する、資料により情報を提供するように配慮した。

聴覚障害を有する学生支援の課題としては、外国語授業のリスニング、スピーキング課題の困難さ、(外国語、および日本語授業における)グループワーク、グループディスカッションにおける情報交換の難しさが挙げられた。

2) 熊谷キャンパス

聴覚障害に関する支援

熊谷キャンパスには、聴覚障害をもった学生(以下、聴覚学生)が社会福祉学部3名、地球環境科学部に2名の計5名が在籍している。聴覚学生は、口頭による指示や動画の音声、学生の発言やグループワークでの討論など、音による情報取得が困難なため、受講に際して情報保障が必要になる。情報保障としては、「ノートテイク」を採用している。ノートテイクとは、講義中に音声で伝えられた内容を文字として提供するものであり、主に、PCによって逐語化する方法、U-Dトークという自動逐語化アプリを使用し、誤変換のみを修正する方法のいずれかで行われている。ノートテイクは学生(以下、支援学生)によって提供されている。対面の講義では、支援学生が聴覚学生と同じ講義を受講しテイクを行うが、今年度は一部オンラインで実施された科目もあった。そのため、講義動画を支援学生が視聴し、動画の音声を逐語可能なoffice365におけるWordのディクテーションという機能を用いて、誤変換部分を修正し提供するという、変則的な方法でも実施された。その中で、科目を履修していない支援学生に対して、講義内容を公開することに関する留意点、公開するタイミング等について、科目担当の教員から問い合わせがあり、綿密な打ち合わせを行った。その他、各学部のガイダンスや卒業式における手話通訳の手配も行った。

聴覚学生の支援に関する課題としては、支援学生の確保の難しさが挙げられる。ノートテイクは、通常講義を履修していない支援学生2名で実施されることを想定している。しかし、今年度は情報保障の希望はあるが支援学生を配置できなかった科目が通年で8科目、支援学生1人のみ配置された科目が22科

4. 支援室活動状況 (2) 聴覚障害に関する支援

目、履修しながらテイクを行う支援学生のみ配置された科目が 11 科目あった。新規支援学生の募集を目的にノートテイク講習会も実施したが、参加者は 0 人だった。聴覚学生の支援について、多くの学生が関心を持ち、かつ支援への入り口を幅広く確保できるような活動について検討が必要と思われる。また、聴覚学生がグループワークに参加する際にも課題がある。グループワークは、話の流れの中で多くの人がランダムに話し出すことが多く、展開も速い。そのため、文字での情報提供が追いつかず、議論内容が十分に把握できない場合がある。また、聴覚学生が自分の意見を述べるタイミングを計ること、発言方法についても困難が生じる。グループワークにおいて聴覚学生が不利益なく参加できるような、具体的かつ効果的な支援方法の蓄積が課題となっている。

(3) 視覚障害に関する支援

1) 品川キャンパス

視覚障害の支援に関して

品川キャンパスでは、視覚過敏を有する学生の支援を行った。

2) 熊谷キャンパス

視覚障害に関する支援

熊谷キャンパスには、視覚障害を持った学生（以下、視覚学生）が社会福祉学部にも2名、地球環境科学部に2名の計4名が在籍しており、各関係部署や教員が視覚学生の状態に合わせた支援を実施している。科目担当の教員からは、講義で使用する配布資料が、紙ではなくデータとして提供されている。図書館では、教科書をはじめとする図書館に所蔵されている書籍を、テキストデータとして提供するサービスが実施されている。学期末の試験では、学事課が中心となり、問題用紙の拡大、時間延長、別室受験、PCによる回答を認めるなど、様々な配慮、調整が行われている。学期末試験後には、視覚学生と振り返りを行った。その中で、視覚学生の一部はPCを通して、問題を音声として理解しているが、問題用紙の構成によってはうまく読み取りが機能せず、問題の理解に困難さが生じることが判明した。そのため、視覚学生からの聞き取りをもとに、視覚学生が理解しやすい問題用紙作成の手引きを作成し、担当教員に配布する対応を行った。

令和5年度に入学予定の入学前視覚学生1名から、事前に学内の移動練習をしたい旨の連絡があったため対応した。日本盲導犬協会の誘導サポートの方が一緒にいらったため、学内マップを提供し、利用頻度が高いと想定される場所についてお伝えした。また、昨年度に引き続き点字ブロックの敷設拡大を行った。一定程度の敷設が完了したが、講義に使用される教室が多くあるアカデミックキューブ内の敷設が進んでいない等、不十分な点も残されている。そのため、学内移動には、支援学生による移動補助が必要となっている。今年度は、通年で13名の学生による誘導支援が行われた。

視覚学生の支援に関する課題としては、講義内において、動画の視聴や地図の使用等、視力が必須なツールを使用する際の支援について挙げられる。特に、熊谷キャンパスでは学部の特性上、地図の利用が必須な科目があり、科目担当教員も支援に苦慮しているとの相談があった。視力が必須であるツールに対して、アクセスが可能になる支援機器の検討、導入が急がれる。

(4) 精神・発達障害に関する支援

1) 品川キャンパス・熊谷キャンパス (共通)

精神障害・発達障害の支援に関して

精神障害および発達障害の支援に関しては、診断名が同じでも個別性を有する。したがって、個々のケースに応じて、生活様式、パーソナリティ、病歴、履修状況を聞き取り、丁寧に支援計画を立てる必要がある。学生の置かれている状況を把握し、それをもとに既存の支援を組み合わせる、および教員、学部事務、学事課、学生生活課と協議し、調整・変更・改善していく支援が求められる。

高橋知音(2015)は、合理的配慮の提供において、学生が感じる学習上の困難と機能障害との関連について根拠が示されていることが重要であると述べており、文科省によると、「他学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料(障害者手帳、診断書、心理検査の結果)の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である」としている。専門家による所見は、合理的配慮の妥当性判断において要となる。

発達障害の根拠資料については、全般的な認知機能、知能が測定できる WAIS、WISC が用いられるが、そのほかにも田中ビネー知能検査、新版 K 式発達検査、PARS、AQ、MSPA、CAADID などがある。精神障害、精神疾患の心理検査については、MMPI、SDS、STAI、ロールシャッハ・テストなどがある。

授業時の要請だけでなく、定期試験における配慮要請は増加傾向にあり、今後も増加が予想される。時間の経過とともに症状が憎悪、軽減するケースも多く、週に一度、月に一度など定期的に面談し、困りごとを聞き取り、支援計画を変更・調整していくことが重要である。

参考文献

- 高橋知音・高橋美保(2015)．発達障害のある大学生への「合理的配慮」とは何かーエビデンスに基づいた配慮を実現するためにー 教育心理学年報第 54 集, 227-235.
文部科学省(2017)．障害のある学生の修学支援に関する検討報告会(第二次まとめ)について

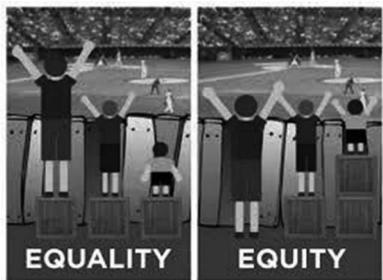
(5) 初年次教育について

障害学生支援室が学部からの要請に基づき、学修の基礎などの授業等において初年次教育を行っている。令和4年度は心理学部、仏教学部、社会福祉学部社会福祉学科にて実施した。障害学生支援室では1年生に伝えたい内容を盛り込んだ共通資料を作成しているが、学部や担当する講義の時間によって内容を一部変更して使用している。使用した講義資料の例として、心理学部、仏教学部の資料を掲載した。以下、実施時資料の例。

1) 心理学部 (初年次教育資料)

障害について

コーディネーター 饒波圭祐
障害学生支援室 前室長 篠田晴男
2022.〇〇

EQUALITY **EQUITY**



医療モデル vs 社会モデル



The medical model of disability The social model of disability



何の数字だと思いますか？

35,341人

大学、短期大学及び高等専門学校に通う障害学生数です(令和元年度)。

日本に在籍している学生数(3,228,488人)に占める障害学生の在籍率は **1.09%**

日本学生支援機構(2020)令和2年度調査より



障害者差別解消法

不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること



差別解消と合理的配慮について



平成28年4月1日より施行された「障害者差別解消法」により、障害を理由とする差別が禁止された。

↓

障害のある学生も、障害のない学生も、ともに学習できる体制づくりをめざす。



4. 支援室活動状況 (5) 初年次教育について

立正大学の障害学生支援室

品川キャンパス
8号館1階

熊谷キャンパス
1号館1階

臨床心理士、社会福祉士、学校心理士、特別支援教育士、特別支援教育免許、公認心理師など、様々な資格を持ったコーディネータが相談に応じます。

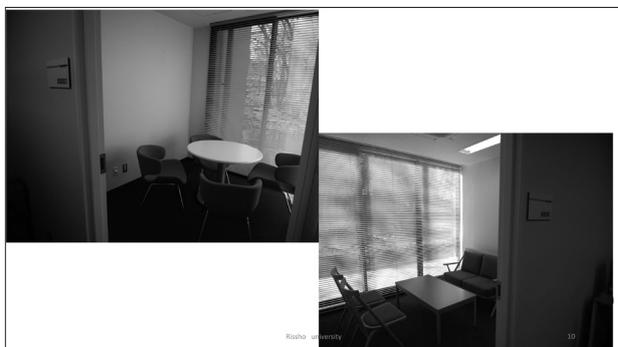
障害学生支援室入口

障害学生支援室内部

↑ 移転後の相談スペース(備室)

↓ 移転後の相談スペース

令和3年9月より、学生生活課跡地へ移転しました。



主な障害の種類

- 肢体不自由
- 視覚障害
- 聴覚障害
- 病弱・虚弱
- 精神障害
- 発達障害

肢体不自由とは

• 身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は一人一人異なる。学習上や生活上で、どのような困難があるのか、補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった点から支援や配慮を行うことが必要である(文部科学省, 2013)。

- ① 生活や学習に関する動作の困難
- ② 様々な程度の困難があること
- ③ 支援などによって困難がどの程度軽減されるのか
- ④ 様々な身体部位における困難があること
- ⑤ 様々な医学的原因があること

肢体不自由のある学生が困っていること

- 品川9号館から11号館までの移動は段差も多く大変
- 品川9号館は地下1階と1階はエレベータが使えるが、1階と2階の間は使えない
- エレベータが込み合っていると移動に余計に時間がかかる
- 熊谷は駅から大学までのバス移動が不便
- ドアが重いと開けるのが難しい
- 雨の日は床が滑りやすい
- 授業に遅れてしまうことがあるので、少し気が引ける
- 出口に近い席に座れると助かる など

視覚障害

視力や視野に障害があり、生活に支障を来している状態

盲(全盲)

- 視覚的な情報を全くまたは、ほとんど得られない状態。
- 移動には白杖、または盲導犬を利用する人が多い。
- 主に、点字(6点で表す)を使用している。

弱視(ロービジョン)

両眼の矯正視力が0.3未満、または、視機能障害があるものの視覚によって行動できる。

視覚障害

弱視(ロービジョン)

見え方は、個人によって様々

- ・ある部分が欠けて見えない(視野狭窄)
- ・眩しくてよく見えない(羞明)
- ・暗いと見えない(夜盲症) など



Risho university

視覚障害

弱視(ロービジョン)

- ・主に、拡大した文字を使用
- ・補助具として
 - ルーペ(虫めがねのよう)
 - 単眼鏡(望遠鏡のよう)
 - 拡大読書器

などを使用している



Risho university

弱視学生が困っていること

小さい文字・細かい部分がよく見えない(教科書や資料の文字や図、複雑な漢字の判別など)⇒ルーペ等で拡大しても一度に数文字しか見えないので、時間がかかる

境界がはっきりしない(壁とドアの境、階段がはっきり見えなくてよく踏み外す、開いているドアにぶつかる など)

動いているものを見るのが困難(球技中のボール、自転車の動き、大勢の人の動きなど)

大きい物全体の把握が困難(目前のビル、広い講義室の配置など)



Risho university

聴覚障害

・「音」の情報を得るための経路に何らかの障害があり、周囲の音が聞こえなくなったり聞こえづらくなった状態

聾(ろう)

・両耳の聴力損失が大きく、補聴器等を使用しても、話声を理解することが不可能、または著しく困難

難聴

・補聴器等の使用により、通常の話声を理解することが可能



Risho university

聴覚障害

伝音性難聴

音の振動の伝わり方の障害
⇒音を聞き取りにくい、大きな音なら聞える
⇒補助具を使用すれば、はっきり聞える

聞え方のイメージ

・健康な耳の場合

おはよう おはよう おはよう

・伝音性難聴の場合

おはよう おはよう おはよう

(補助具使用など)

* 音を大きくすることで、はっきり聞えやすくなる



Risho university

聴覚障害

感音性難聴

音を伝える神経などの障害
⇒話し声(音)は聞えても、内容がわからない
⇒音が響いて聞える・ゆがんで聞える
⇒高い音/低い音が聞き取れない
⇒補助具の使用で、音の大きさは大きくなるがはっきりとはしない。

聞え方のイメージ

おはよう

おはよう

おはよう

* 音を大きくしても、聞き取りにくく煩わしく感じる



Risho university

聴覚障害の程度と生活上の困難

聴力[dB]	音の大きさ	大学生生活上の困難	求められる支援	聴覚障害の程度*
0dB			聴覚を 活用した支援	軽度
10dB				軽度
20dB				軽度
30dB	ささやき声	図や名前や専門用語の 聞き間違い	聴覚補助システム の利用 (FM補助システム等)	軽度
40dB	静かな会話			中等度
50dB		雑音下の会話やビデオ音声・ ブルーディスプレイ等の 困難		中等度
60dB	普通の話し声	授業全般で不便を感じる ことが増加	身体 障害者 手帳	中等度
70dB				中等度
80dB	大きな声の会話		ノート パソコン等の 手話通訳等	重度
90dB			聴覚を 活用した支援	重度
100dB	耳元での叫び声	通称の授業では難しい困難		重度

(※世界保健機構(WHO)による区分ならびに身体障害者福祉法を元に作成)
([dB] (デシベル) =音の大きさを表す単位)



Risho university

聴覚障害学生 の困りごと

音声情報が得られない

- ・授業で先生の話を聞き取れない
- ・字幕のない映像教材の内容がわからない ⇒ノートテイクを活用しても、同時にいろいろなものを見なくてはならない
- ・大学内の放送や、電車内のアナウンスが聞えない

コミュニケーションが難しい

- ・先生や健聴の学生と気軽に話ができないことがある
- ・後ろや横から呼びかけられても気づかず、無視していると思われる
- ・口話ができると文字情報などがなくても、全部理解できると勘違いされる
- ・同時に複数の人が話していると、内容がわからない
- ・ディスカッションのとき、情報を得るのに時間差があり、発言に参加できない、遠慮してしまう

25

4. 支援室活動状況 (5) 初年次教育について

病弱・虚弱

- 慢性の疾病や先天的・後天的原因によって体の機能に異常があるために、日常生活に規制が必要な状態



ヘルプマーク

- 外見からは分かりにくいことが多い
- たとえば、てんかん、糖尿病、気管支喘息、慢性腎疾患、がん、心臓病、など



Rissho university

病弱・虚弱のある学生が困っていること

- 通院のための授業を欠席しなければならない
- 休み時間は静かに休憩する必要がある
- 階段の上り下りが大変
- 食事の制限や飲酒が出来ない場合も
- 服薬、インシュリン摂取が必要、
- 授業でも糖分摂取が必要などときがある
- 発作が起こるかもしれない
- 急な症状の悪化が生命の危機に繋がることもある



Rissho university

見えない vs 見える



Rissho university

精神障害

- 精神機能の基盤となる心理学的、生物学的、または発達過程の機能不全などから、考えや感情をコントロールすることに困難を感じ、社会的・職業的・または他の活動において苦痛を感じたりや機能が低下したりする状態
- 症状が変化していく可能性がある
- 見た目には分かりづらい
- 不安、うつ、摂食障害、統合失調症、など



Rissho university

精神障害のある学生が困っていること

- 薬の副作用で朝どうしても起きられない
- 気分の浮き沈みが大きく、調子の良いときしか学校に来られない
- 教室に入るのが怖い・電車に乗るのが怖い
- 季節や時間帯で気分が上がったり下がったりするのが激しい
- 誰かに見られている気がする
- いない人の声がきこえる
- 突発的に何かしてしまうのではないかと誤解されやすい
- 怠けている、つきあいづらいと思われたりする

など



Rissho university

発達障害

- 原因不明の脳機能障害や中枢神経系の障害のため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、注意などの能力に偏りがあるために、日常生活に困難がある
- たとえば、自閉症スペクトラム障害(ASD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD・ADD)、限局性学習障害(LD)など



Rissho university

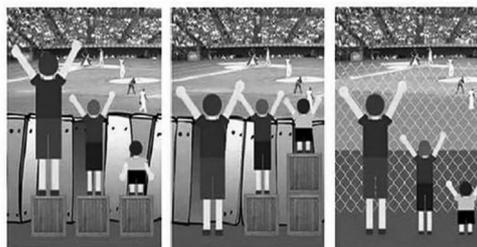
発達障害のある学生が困っていること

- 空気が読めない、自分勝手によく言われるので、それで遠慮していると「自信をもって」「自分の意見を言え」と叱られる
- いろんな情報を一度に処理するのが苦手(話を聞いて、画面を見て、さらに同時にノートを取るのは不可能)
- 授業で不特定多数の人と、誰がいつ、どんな話をするか全然見当かない状況で議論するのはとても苦手
- 人によって困っていることが全然違うのを理解してもらおうのが難しい
- 課題提出や友達との約束をよく忘れる
- 字を書くことが苦手

など



Rissho university



Interaction Institute for Social Change 2016/01/13



Rissho university

対応の基本と考え方

- 障害者は「障害」のある人ではなく、障害のある「人」です。障害に対する配慮は必要ですが、それ以上に一人の人として対応してください。
- 日常生活や大学生活で生じる、障害を理由とする困難さを理解して、それを軽くできるように考えてください。
- 思い込みや押し付けにならないよう、特別扱いをするのではなく、どのような配慮が必要か本人の考えを確認します。対等な立場で、お互いに学び合えるようにすることが大切です。



Rissho university

ノートテイク・パソコンテイク講習会



- 立正大学では、学生さんがパソコン・ノートテイクを利用して情報保障を行っています。
- ノートテイクをすると
 - ⇒他学部知り合いができる。
 - ⇒他学部学科の授業に参加できる。
 - ⇒コミュニケーション方法が増える。
 - ⇒授業の合間にアルバイトができる。
 - ⇒PCのタイピングスキルがアップする
 - ⇒障害者支援への理解が深まる。
 - ⇒人の役に立てる。



Rissho university

障害学生支援室のホームページ



http://www.ris.ac.jp/campus_life/health/support_room/

合理的配慮の不提供に関する相談は学生生活課でも受け付けています。



Rissho university

webサイト訪問をしてみよう

- 独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)
<https://www.jasso.go.jp/>
- 一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会 (J-AHEAD)
<https://ahead-japan.org/>



Rissho university

電子教材、関連資料

- 富山大学トータルコミュニケーション支援室(電子教材)
<http://www3.u-toyama.ac.jp/gp07/e-index.html>
- DIPEX-Japan(障害学生の語り)
<https://www.dipex-j.org/shougai/>
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークPEP-Net
(各種聴覚障害支援関連情報)
<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=77&tmid=72>



Rissho university

アンケートにご協力ください。

- <https://forms.gle/2eanJYvF7Bvt43r69>
- 上記URLにアクセスしてアンケートにご協力ください。



Rissho university

2) 仏教学部 (初年度教育)

学修の基礎 I

共に生きる
障害のある人もない人も

コーディネーター 高木伸子
障害学生支援室室長 濱畑芳和
2022



自己紹介
私は 立正大学の障害学生支援室のコーディネーター

障害学生支援室の場所

品川キャンパス
8号館1階

熊谷キャンパス
1号館1階

臨床心理士、社会福祉士、学校心理士、特別支援教育士、特別支援教育免許など、様々な資格を持ったコーディネーターが相談に応じます。



まず
共生社会のイメージとは？

- いろいろな属性の人と一緒に生きること、ともいえる。
- いろいろな属性？
- 性別、年齢、民族、宗教、言語、etc...



共生社会で大切なことは？

- いろいろな人がいて当然
- 違いを認め合うことが大事
- でも相手を知らないで誤解することもある
- お互いを「知る」ことが大切



障害のある人もない人も共に生きるために

障害のある人もない人も
自分らしく生きていくために
どうしたらいいか
考えてみよう



障害者のイメージを問う①
障害者とはみな頑張っている人？

例えば
日本人がノーベル物理学賞を受賞して
日本人はみんな物理が得意でしょう、といわれたら？

- そういう人もいるけれど、全員ではないと伝えるはずですよ。
- 障害ある人も、障害者だからみな同じと考えるのは適切ではありません。



障害者のイメージを問う②
どんな人に育ってほしい？

- 北欧の障害者施設を見学する研修で、障害児の母親に「将来どんな人に育ってほしいか」質問したことがあります。
- どんな答えが返ってきたでしょう？
- ちょっと想像してみましょう。答えは考えるだけでOKです。



「どんな人に育ってほしい？」に
「YES、NOのはっきり言える人になってほしい」

- という答えでした。ひとりの意見です。
- あなたの想像した答えと同じでしたか？違いましたか？
- これは障害者関係の話ですが、
- 答えがあっていたかが大事なのではなく、
- これから大学で学ぶ上で大事なものは
- 「どうしてそう思っているのか」
- 「自分と違うのは(同じなのは)なぜか」
- を考えて、説明していくことです。



障害のある人の歴史を振り返ると

障害ある人(障害者)は人類が始まってからずっといたはず
仏教に関する有名な人物の例

鑑真和上(がんじんわじょう)
688年・生~763年・没
・唐の高僧。日本の要請に応じて唐から渡航に挑戦すること5回、その苦勞で失明。6回目で来日。
・日本で10年過ごし、その間に仏教の戒律、教えを伝えた。



Risho university

有名でなくても 障害ある人は昔から知られていた？



日本では、中世、
盲目の琵琶法師が各地で人々に
「平家物語」を歌にのせて語って広めた。

障害があっても社会に参加してはいた。
しかし、生活の範囲も職業も限定されて
障害者への差別もあった。



Risho university

障害について差別が問題になるが 差別ってどんなこと？

差別というと
個人の意識の問題のように受け取られがち
もちろん、個人の意識も大きい
制度や社会の仕組みの中に差別があった
歴史を振り返ってみよう



Risho university

こんな歴史があった

日本で学校(義務教育)に行くことができなかった障害児たち
通常の学校に行くか、特別支援学校に行くかという話ではなく
教育の機会そのものが与えられなかった障害児



Risho university

日本の学校制度における義務教育

- ・日本で子どもがみんな小学校(義務教育)に行くようになったのは明治5年学制公布されて以降
- ・当時、学校制度の体系として小学、中学、大学の三段階
- ・子どもを就学させることは父兄の責任であって、必ずこれを果たさなければならない
(引用「学制百年史」文部科学省)



Risho university

障害児はなぜ学校に行けなかったか？

- ・体が不自由で行く方法がなかった
→確かにそういう不便な時代だったが
- ・障害児教育ができる学校が少なかった
→それもあつても受け入れられなかった
- ・それ以上に根本的な問題は
→障害が重度あるいは重複する子どもは、
学校教育の対象外と考えられ、
就学猶予・免除(学校にいかなくていい、来させなくていい)
の対象となっていた



Risho university

障害児が全員学校にいけるようになったのは？ (障害児の全員就学はいつから)

- ①明治13年教育令改革のとき
- ②昭和22年教育基本法制定のとき
- ③昭和48年学校教育法一部改正のとき



Risho university

障害児が全員学校にいけるようになったのは？ (障害児の全員就学)

- 正解は③
- ちなみに昭和39年に東京でオリンピック開催
- その後、約10年でやっと障害児が全員就学になった



Risho university

4. 支援室活動状況 (5) 初年次教育について

日本の障害児全員就学の開始

- ・昭和48(1973)年11月「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」公布
- ・昭和54(1979)年4月から養護学校教育が義務教育
- ・昭和48年10月東京都教育委員会が全国に先駆けて「昭和49年より(障害児の)全員就学を実施する。」と宣言、実施



Rissho university



17

背景となる 世界の潮流としての 人権保障の宣言

「国際人権章典」と呼ばれる

- 「世界人権宣言」(1948年 国連で採択)と、
- 「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」と
- 「市民的政治的権利に関する国際規約」の両規約



Rissho university

18

世界人権宣言から障害差別撤廃条約へ

長瀬 修 『季刊福祉労働』73 より抜粋

国際人権章典(世界人権宣言含む)
それに続いて個別的な人権文書が続々と作成されていく。

- 1971年の知的障害者の権利宣言、
- 1975年の障害者の権利宣言、
- 1981年から始まる国際障害者年(10年間)
- 1987年の国連障害者年の中間に専門家会議により、
障害差別撤廃条約提案



Rissho university

障害ある人のことだけでなく、 保障されていなかった人権を守る

長瀬 修 『季刊福祉労働』73 より抜粋

「世界人権宣言から障害差別撤廃条約へ」の流れは
現在の国際的な障害政策の**最重要文書**(1993年末に採択)
「**障害者の機会均等化に関する基準規則**」にいたる

障害者だけでなく、日本でもよく知られている、
女性差別撤廃条約(79年採択)、
子どもの権利条約(89年採択)などにも及ぶ



Rissho university

障害者権利条約とは

長瀬 修 『季刊福祉労働』73 より抜粋

2006年12月、国連総会で、「**障害者の権利に関する条約**」、
いわゆる「**障害者権利条約**」(略称)が採択される

- 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、
- 障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、
- 障害者の権利の実現のための措置等を規定した、
- 障害者に関する**初めての国際条約**



Rissho university

日本ではいつから？

長瀬 修 『季刊福祉労働』73 より抜粋

日本も「**障害者の権利に関する条約**」批准
(平成26年(2014年)1月)

市民的・政治的権利、
教育・保健・労働・雇用の権利、
社会保障、
余暇活動へのアクセスなど、
様々な分野における取組を締約国に対して求めています。
(「平成26年版障害者白書(全体版)」内閣府 より引用)



Rissho university

障害ある人の人権が守られるということの 意義

- ・ 一人だけの人の話でなく
それによってより多くの人権に目が向けられるための
指標にもなる
- ・ 多くの人が意識をして、具体的な形にすることが大切
- ・ 改善すべきことは多くあるが、
「まだ改善すべきことがある」ことを意識するところから
進歩は始まる



Rissho university

この子らを世の光に

「を」と「に」が逆になれば、この子どもたちは哀れみを求めるかわいそうな子どもになってしまいます。しかし、この子らは、みずみずしい生命にあふれ、むしろ回りの私たちに、そして世の人々に、自分の生命のみずみずしさを気づかせてくれるすばらしい人格そのものであります。
この子らこそ「世の光」であり、「世の光」たらしめるべく、私たちは努力しなければなりません。
—日本の障害児教育に貢献した糸賀一雄の最後の言葉—
(滋賀県HP 近江学園 より引用)



Rissho university

この数字は？

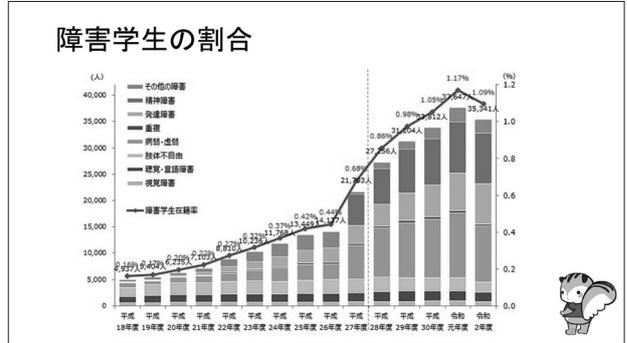
35,341人

日本の大学に在籍する障害学生の人数

日本に在籍している学生数(3,228,488人)に占める障害学生の在籍率は **1.09%**

2009年には7,103人(0.22%)以前に比べて年ごとに増加していたが、2019年度33,683人(1.11%)より減少

日本学生支援機構(2020)令和2年度調査より

障害種別の障害学生数(2020年度)

○障害種別で見る障害学生数は、多い順に「病弱・虚弱」の10,720人で、前年度(12,374人)より1,654人の減。「精神障害」の9,682人で、前年度(9,709人)より27人の減。「発達障害」の7,654人で、前年度(7,065人)より589人の増。



障害をどう考えるか

従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものの

・ 出典: 外務省、障害者権利条約パンフレット、障害者の権利に関する条約(略称: 障害者権利条約)(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)。2015.3.20。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html (参照 2015-06-03)
 『障害者権利条約パンフレット』の「障害者の権利に関する条約」の締結(わかりやすい版)(p.2)』



障害者権利条約における障害のとらえ方

障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた、障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。

出典: 外務省、『障害者権利条約パンフレット』の『障害者の権利に関する条約』の締結(わかりやすい版)(p.2)』



社会モデルとは？

これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因(社会的障壁)があるという考え方です。

出典: 外務省、『障害者権利条約パンフレット』の『障害者の権利に関する条約』の締結(わかりやすい版)(p.2)』



医療モデル vs 社会モデル

(昔) (今)

Her impairment is the problem! They should cure her or give her prosthetics. (The medical model of disability)

WAY IN → Everyone Welcome

The stairs are the problem! They should build a ramp. (The social model of disability)



EQUALITY **EQUITY**



4. 支援室活動状況 (5) 初年次教育について

障害者差別解消法 平成28年4月1日～

不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること



差別解消と合理的配慮について



平成28年4月1日より施行された「障害者差別解消法」により、障害を理由とする差別が禁止された。

↓

障害のある学生も、障害のない学生も、ともに学習できる体制づくりをめざす。



具体的にはどんな困難があるのだろうか

ハンディキャップ(困っていること)の内容とその支援を
理解しやすくするために
医療モデル(日本で分類)で考える



主な障害の種類

- 肢体不自由
- 視覚障害
- 聴覚障害
- 病弱・虚弱
- 精神障害
- 発達障害



肢体不自由とはどんなこと?

身体の動きに関する器官が、病气やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は一人一人異なる。学習上や生活上で、どのような困難があるのか、補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった点から支援や配慮を行うことが必要である。(文部科学省, 2013)。



学生に聞いたところ...
肢体不自由の学生が困っていること①

- 品川9号館から11号館までの移動は段差も多くて大変
- 品川9号館は地下1階と1階はエレベーターが使えるが、1階と2階の間は使えない
- 熊谷は駅から大学までのバス移動が不便





学生に聞いたところ...
肢体不自由の学生が困っていること②

- エレベーターが込み合っていると移動に余計に時間がかかる
- ドアが重いと開けるのが難しい
- 雨の日は床が滑りやすい
- (移動に時間がかかり)授業に遅れてしまうことがあるので、少し気が引ける
- 出口に近い席に座れると助かる(=出入りが大変)



視覚障害とはどんなこと? ①

視力や視野に障害があり、生活に支障を来している状態

盲(全盲)

- 視覚的な情報を全くまたは、ほとんど得られない状態。
- 移動には白杖、または盲導犬を利用する人が多い。
- 主に、点字(6点で表す)を使用している。



視覚障害②

弱視(ロービジョン)

- 両眼の矯正視力が0.3未満、または、視機能障害があり制約はあるものの視覚によって行動できる。
- 見え方は、個人によって様々
 - ある部分が欠けて見えない(視野狭窄)
 - 眩しくてよく見えない(羞明)
 - 暗いと見えない(夜盲症) など



Rissho university

ロービジョンあるある

- 初めて行くところ(建物、店など)は入り口がまず探せない
- 同じようなコントラストの階段の段差が見えていない、(高木注:わからなくて怖いから)すり足で歩く
- 慣れていない場所では信号機の位置を見つけられない
- 信号を守らない人につられてわたってしまい、(途中で)赤だと初めて気づく
- 普通に見えている人には何でもないことでも大事故につながりかねない

以上の引用 (ロービジョンまんが『Yodoシアター』 No.4 2016/08/19)



Rissho university

視覚障害者への支援

弱視(ロービジョン)

- 主に、拡大した文字を使用
- 補助具として
 - ルーペ(虫めがねのよう)
 - 単眼鏡(望遠鏡のよう)
 - 拡大読書器 などを使用
- 全盲でなくても白杖を使うことがある



拡大読書器



Rissho university

※学生に聞いたところ... 弱視の学生が困っていること①

大きい物全体把握が困難
(目のビル、広い講義室の配置)

境界がはっきりしない
(壁とドアの境、階段がはっきり見えなくてよく踏み外す、開いているドアにぶつかる)



Rissho university

※学生に聞いたところ... 弱視の学生が困っていること②

小さい文字・細かい部分がよく見えない
(教科書や資料の文字や図、複雑な漢字の判別など)
⇒ルーペ等で拡大しても一度に数文字しか見えないので、時間がかかる

動いているものを見るのが困難
(球技中のボール、自転車等の動き、大勢の人の動きの判別など)



Rissho university

聴覚障害とはどんなこと①

「音」の情報を得るための経路に何らかの障害があり、周囲の音が聞こえなくなったり聞こえづらくなった状態

聾(ろう)

- 両耳の聴力損失が大きく、補聴器等を使用しても、話声を理解することが不可能、または著しく困難



Rissho university

聴覚障害とはどんなこと②

難聴

- 補聴器等の使用により、通常の話声を理解することが可能



Rissho university

聴覚障害③

伝音性難聴

音の振動の伝わり方の障害

- ⇒音を聞き取りにくい、大きな音なら聞える
- ⇒補助具を使用すれば、はっきり聞える



Rissho university

聴覚障害④ 伝音性難聴のイメージ

健康な耳の場合
おはよう → おはよう → おはよう

伝音性難聴の場合
おはよう → おはよう → おはよう
(補助具使用など)

* 音を大きくすることで、はっきり聞きやすくなる

聴覚障害⑤ 感音性難聴

音を伝える神経などの障害
⇒話し声(音)は聞いても、内容がわからない
⇒音が響いて聞える・ゆがんで聞える
⇒高い音/低い音が聞き取れない
⇒補助具の使用で、音の大きさは大きくなるがはっきりとはしない。

聴覚障害⑥ 感音性難聴のイメージ

おはよう → おはよう → おはよう

* 音を大きくしても、聞き取りにくく煩わしく感じる

聴覚障害⑦ 聴覚障害の程度と生活上の困難

聴覚レベル	音の大きさ	大学生活上の困難	求められる支援	聴覚障害の程度*
0dB				軽度
10dB				軽度
20dB			聴覚を 活用した支援	軽度
30dB	ささやき声	図有名前や専門用語の 聞き間違い	聴覚補助システム の活用 (FM補助システム等)	軽度
40dB	静かな会話			中等度
50dB		見下す下の会話やビデオ音声への クローズドキャプション等の 活用		中等度
60dB	普通の話し声	授業中での不便を感じる ことが増える	ノートテイク 手話通訳等	中等度
70dB				中等度
80dB	大きな声の会話		授業中での不便を感じる ことが増える	重度
90dB				重度
100dB	耳元での話し声		授業中での不便を感じる ことが増える	重度

(※世界保健機構 (WHO) による区分ならびに身体障害者福祉法を元に作成)
([dB] (デシベル) = 音の大きさを表す単位)

学生に聞いてみました 聴覚障害学生の困りごと①

音声情報が得られない
授業で先生の話聞き取れない
字幕のない映像教材の内容がわからない
⇒ノートテイクを活用しても、
同時にいろいろなものを見なくてはならない
大学内の放送や、電車内のアナウンスが聞こえない

学生に聞いてみました 聴覚障害学生の困りごと②

コミュニケーションが難しい
健聴の学生と気軽に話ができないことがある
後ろや横から呼びかけられても気づかず、無視していると思われる
口話ができると(口元を見て理解すること)文字情報などが
なくても、全部理解できると勘違いされる
同時に複数の人が話していると、内容がわからない
ディスカッションのとき、情報を得るのに時間差があり、
発言に参加できない、発言を遠慮してしまう

病弱・虚弱

慢性的な疾病や先天的・後天的原因によって体の機能に異常があるために、日常生活に規制が必要な状態

ヘルプマーク

外見からは分かりにくいことが多い
例をあげると、てんかん、糖尿病、
気管支喘息、慢性腎疾患、がん、心臓病、など多様

病弱・虚弱の学生が困っていること

- 通院のために授業を欠席しなければならない
- 休み時間は静かに休憩する必要も
- 階段の上り下りが大変
- 食事の制限や飲酒が出来ない場合も
- 服薬、インシュリン摂取が必要の他、授業中でも糖分摂取が必要ときがある
- 発作が起こるかもしれない
- 急な症状の悪化が生命の危機に繋がることもある

精神障害

- 精神機能の基盤となる心理学的、生物学的、または発達過程の機能不全などから、考えや感情をコントロールすることに困難を感じ、社会的・職業的・または他の活動において苦痛を感じたり機能が低下したりする状態
- 症状が変化していく可能性がある
- 見た目には分かりづらい
- 不安、うつ、摂食障害、統合失調症、など



Rissho university

精神障害を持つ学生が困っていること

- 薬の副作用で朝どうしても起きられない
- 気分の浮き沈みが大きく、調子の良いときしか学校に来られない
- 教室に入るのが怖い・電車に乗るのが怖い
- 季節や時間帯で気分が上がったり下がったりするのが激しい
- 誰かに見られている気がする
- いない人の声がきこえる
- 突発的に何かしてしまうのではないかと誤解されやすい
- 怠けている、つきあいづらいと思われたりする など



Rissho university

発達障害

- 原因不明の脳機能障害や中枢神経系の障害のため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、注意などの能力に偏りがあるために、日常生活に困難がある
- たとえば、自閉症スペクトラム障害(ASD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD・ADD)、限局性学習障害(LD)など



Rissho university

学生に聞いてみました 発達障害の学生が困っていること①

- いろいろな情報を一度に処理するのが苦手
(話を聞いて、画面を見て、さらに同時にノートを取るのとは不可能)
- 授業で、誰がいつ、どんな話をするか、全然見当つかない状況で不特定多数の人と論議するのはとても苦手
- 字を書くことが苦手
- 課題提出や友達との約束をよく忘れる



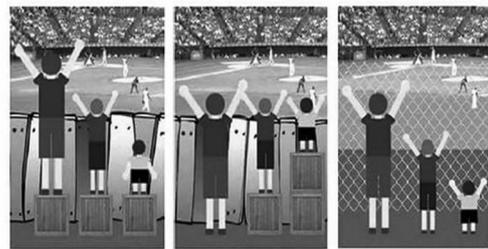
Rissho university

学生に聞いてみました 発達障害の学生が困っていること②

- 空気が読めない、自分勝手によく言われるので、それで遠慮していると、「自信をもって」「自分の意見を言え」と叱られる
- 障害名は同じでも人によって困っていることや得意なことがまったく違う、それを理解してもらおうのが難しい



Rissho university



Rissho university

対応の基本と考え方①

- 障害者は「障害」である人ではなく、障害のある「人」
- 配慮は必要でも、それ以上に一人の人格として対応を
- 日常生活や大学生活で生じる、
- 障害を理由とする困難さを理解して、それを軽減して対等な立場で、お互いに学び合えるようにすること



Rissho university

対応の基本と考え方②

- 大切なのはコミュニケーション
- 本人の意思を確認しないままの「思いやり」でなく、
- 当事者との意思疎通が大切
- 「何に困っているか」「どうしてほしいか」尋ねることは悪いことではない
- 障害があってもなくても「自分の意思を伝える」ことが必要
- 初めてでわからない、知らなくてできない、など実際の場面では(支援しようとしても)「うまくできない」こともある
- 試行錯誤もしながら、よりよい関係ができあがっていく



Rissho university

4. 支援室活動状況 (5) 初年次教育について

ノートテイク・パソコンテイク講習会

・立正大学では、学生さんがパソコン・ノートテイクを利用して情報保障を行っています。

ノートテイクをすると

- ⇒他学部知り合いができる。
- ⇒他学部学科の授業に参加できる。
- ⇒コミュニケーション方法が増える。
- ⇒授業の合間にアルバイトができる。
- ⇒PCのタイピングスキルがアップする
- ⇒障害者支援への理解が深まる。
- ⇒人の役に立てる。



Ritsuo university

障害学生支援室のホームページ



http://www.ris.ac.jp/campus_life/health/support_room/

合理的配慮の不提供に関する相談は学生生活課でも受け付けています。



Ritsuo university

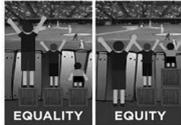
(6) ガイダンス

新入生対象に4月の学生生活ガイダンスにおいて障害学生支援室の紹介を行った。令和4年度はオンラインでの実施であった。

障害学生支援室

平成28年4月1日施行された「障害者差別解消法」により、障害を理由とする差別は禁止されています。

障害のある学生も、障害のない学生も、
ともに学習できる環境の実現をめざしています。



立正大学の障害学生支援室

品川キャンパス
8号館1階

熊谷キャンパス
1号館1階

臨床心理士、社会福祉士、学校心理士、特別支援教育士、特別支援教育免許など、様々な資格を持ったコーディネーターが相談応じます。



対応の基本と考え方

- 障害者は単に「障害」のある人ではなく、まず一人の「人」であり、併せて様々な障害による社会生活上の困難を抱えています。
- 大学生活で生じる、障害に伴う困難さを理解して、制約を少なくできるように考えていきます。
- どのような支援が必要か本人の考えを確認し、合理的な配慮により、対等な立場でお互いが学び合えるようになることが大切です。支援の押し付けや、単なる特別扱いとは異なります。



詳しくは障害学生支援室のホームページをご覧ください。

http://www.ris.ac.jp/campus_life/health/support_room/



合理的配慮の提供に関する相談は学生生活課・障害学生支援室で受け付けています。



支援室の開室状況は、新型コロナウイルス感染拡大の状況によって変更することがありますので、障害学生支援室、または、学生生活課にお問い合わせください。



(7) 障害理解啓発活動

障害理解や合理的配慮の考え方、提供などに関する理解を深めるため、学内では教職員・非常勤講師対象のFD研修会や講話、学生対象の講義を担当した。そのほか、学外の研修会にての講師を担当した。令和4年度に実施した障害理解啓発活動の詳細は一覧の通りである。学内、学外で実施した研修会の資料を一部掲載する。

啓発活動

期日	対象	内容	提供	受講方法	参加数
4/2 - 4/7	両キャンパス 新入生	新入生 オリエンテーション		オンライン	—
6/15	千葉県松戸市 特別支援学級・ 通級指導教室担任	令和4年度学習指導課主催 夏季研修講座 「子どもに寄り添う指導とは」	高木	オンライン	小・中学 66校配信
6/20	心理学部 新入生	学修の基礎Ⅰ 「障害について」	饒波	オンライン	—
6/24 - 7/7	仏教学部 新入生	学修の基礎Ⅰ 「共に生きる」	高木	オンライン	100名
6/24	社会福祉学部 新入生	学修の基礎Ⅰ	森下	対面式	
7/6	障害者手帳所有 就職希望学生	キャリアガイダンス	森下 高木	オンライン	
8/4	仏教学部 教職員	仏教学部FD	島田 高木	オンライン	
9/13	社会福祉学部 非常勤講師	社会福祉学部・ 非常勤講師懇談会講話 「障害学生支援について」	森下	オンライン	
11/24	東邦大学理学 研究科・教職員	東邦大学 理学研究科FD	島田 高木	オンライン	

学内研修会 (仏教学部 FD)

令和4年度
仏教学部FD研修会

R

立正大学における障害学生支援

障害学生支援室
室長 濱畑 芳和
コーディネーター 島田 直子
コーディネーター 高木 伸子

Rissho University

平成28年4月1日より施行された
「障害者差別解消法」により、
障害を理由とする差別が禁止された

↓

障害のある学生も、障害のない学生も、
ともに学習できる体制づくりをめざす




Interaction Institute for Social Change 2016/01/13

Rissho University

障害者差別解消法 R

不当な差別的
取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止

合理的配慮
の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

Rissho University

立正大学の障害学生支援室 R

品川キャンパス
6学部

熊谷キャンパス
3学部

- 兼任教員 (室長)
- 非常勤事務: 1名 (品川、熊谷)
- 非常勤コーディネーター: 品川3名、熊谷2名
- 公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、
学校心理士、特別支援教育士

Rissho University



移転後の障害学生支援室窓口



移転後の障害学生支援室内部



↑ 移転後の相談スペース (個室)



↓ 移転後の相談スペース

令和3年9月より、学生生活課跡地へ移転しました。

Rissho University

障害者差別解消法 改正 R

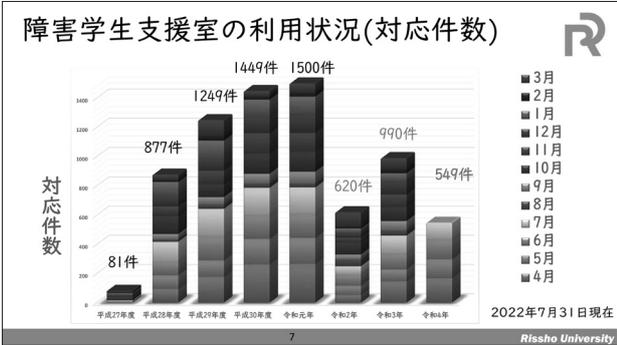
令和3年6月4日
改正障害者差別解消法が公布
施行は3年以内

合理的配慮の提供

民間事業所 (私立学校を含む)
改正前 努力義務
→ 改正後 義務化

Rissho University

4. 支援室活動状況 (7) 障害理解啓発活動



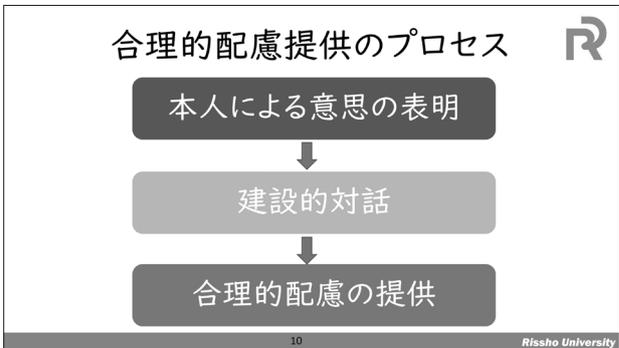
2015年4月1日から現在の利用学生数

仏教学部	23名
・仏教学科	20名
・宗学科	3名

2022年7月31日現在

2015年4月1日から現在の累積来室者数

仏教学部	発達障害	10
	精神障害	5
	発達障害・精神障害	3
	発達障害・視覚障害	1
	精神障害・病弱虚弱	2
	発達障害・その他の障害	1
	視覚障害	1
	計	23



自己理解の促進とセルフアドボカシースキルの育成

自分が苦手なところを理解する
(自己理解)

周囲に自分の障害について説明できるようにする。どのように助けてもらえば、課題を達成できるかを相手に説明するスキルを身につける
(セルフアドボカシー)

どうしたらできるか、自分でできることを、代替となるキルとして身につける
(自助努力)

周りに自分の障害について説明できるようにする。どのように助けてもらえば、課題を達成できるかを相手に説明するスキルを身につける
(セルフアドボカシー)

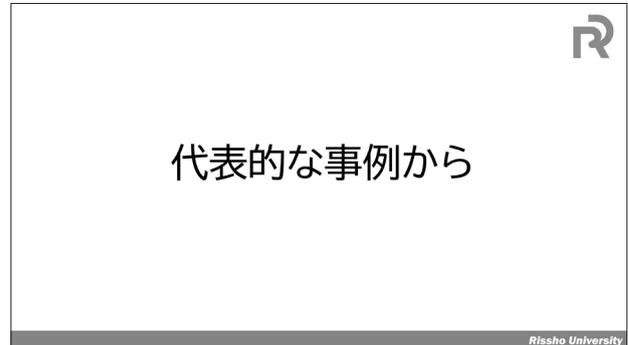
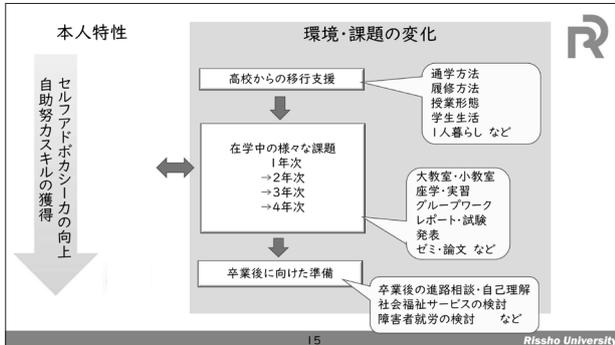
配慮の検討例

	月	火	水	木	金
1限					
2限					
3限					
4限					

医師の診断書
〇〇さんは、XXの診断があり、朝の授業への参加が困難です。また、背後からの視線が気になってしまう傾向があります。こだわりが強く、対人コミュニケーションが苦手です。修学上の配慮をお願いします。

- ### 自助努力とその支援例
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学内移動ルートの確認 ・時間割・履修科目の検討 ・教科書を予習する ・友人のノートを借りる ・PCを使えるように練習する ・筆記用具の検討 ・IT機器の紹介 ・支援グッズの紹介 ・自己管理スキルの指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・休憩場所の提供 ・日常の相談 ・自己理解の促進 ・外部機関との連携 ・受診に関する相談 |
|---|--|
- など

- ### 合理的配慮の例
- ・プレゼンなどの発表方法の変更
 - ・試験の方法
 - ・試験時間の延長
 - ・課題の期限延長
 - ・重要な指示を口頭だけでなく板書する
 - ・資料の事前配布
 - ・ディスカッション、グループワークのメンバー調整
 - ・質問を多くしてしまうことに対する配慮
- など



障害学生支援室の「代表的な事例」を通して
障害学生支援室の取り組み紹介

展開 場面ごとに

1. 事例の簡単な紹介
2. 合理的配慮の観点
3. 障害者支援室の対応
4. 支援の実際など
5. その後の様子

※事例の学生は発達障害の方が多くですが、障害名は
必要な場合のみ表記しています。

Rissho University

学外研修会 (東邦大学理学研究科 FD)

発達障害のある学生の支援
～ゼミ・研究室での活動における事例から～

2022年11月24日 島田直子

立正大学の障害学生支援室

品川キャンパス 6学部 学生数約8,000人	熊谷キャンパス 3学部 学生数約2,000人
------------------------------	------------------------------

兼任教員(室長)
非常勤コーディネーター:品川3名、熊谷2名、
非常勤事務補佐1名
公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、学校
心理士、特別支援教育士

平成28年4月1日より施行された
「障害者差別解消法」により、
障害を理由とする差別が禁止された

↓

障害のある学生も、障害のない学生も、
ともに学習できる体制づくりをめざす



障害者差別解消法

不当な差別的 取り扱いの禁止	障害のある人に対して、正 当な理由なく、障害を理由 として差別することを禁止
合理的配慮 の提供	障害のある人から、社会の 中にあるバリアを取り除くた めに何らかの対応を必要と しているとの意思が伝えら れたときに、負担が重すぎ ない範囲で対応すること

障害者差別解消法 改正
令和3年6月4日
改正障害者差別解消法が公布
施行は3年以内

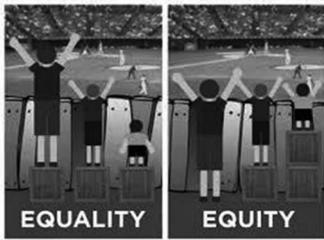
合理的配慮の提供

民間事業所(私立学校を含む)
改正前 努力義務
→ 改正後義務化

合理的配慮提供のプロセス

```

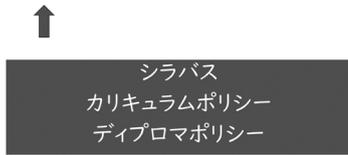
    graph TD
      A[本人による意思の表明] --> B[建設的対話]
      B --> C[合理的配慮の提供]
    
```



結果の平等ではなく、機会の平等

修学上の配慮

課題の本質は変更しない範囲での代替方法



との整合性

全学配慮要請レベル	副学長、障害学生支援室長の承認の上で行われる配慮要請
学部配慮要請レベル	学部長の承認の上で行われる配慮要請
情報共有レベル	学生が障害学生支援室と教員間のコンサルテーションを基に、教職員と情報共有の上で行われる配慮
コンサルテーション	学生が、障害学生支援室で、コンサルテーションを受け、その情報をもとに、学生と教員間の相談の上で行われる配慮
ナチュラルサポートレベル	学生が、教職員や周囲の学生との協議により、自発的に行われる配慮
ユニバーサルデザインレベル	多様性に対応したカリキュラムの導入により対応可能なニーズへの配慮

主な障害の種類

- 肢体不自由
- 視覚障害
- 聴覚障害
- 病弱・虚弱
- 精神障害
- 発達障害

発達障害

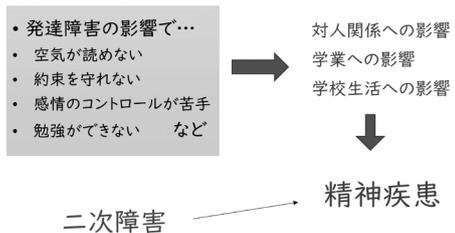
- 自閉症スペクトラム障害 (ASD: Autism Spectrum Disorder)
他者の気持ちや場の空気、暗黙のルールを読み取るといった対人関係能力の獲得が困難
- 注意欠如・多動性障害 (ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)
特定のことに注意を向け持続したり、体の動きや衝動的な行動をコントロールすることが困難
- 限局性学習障害 (SLD: Specific Learning Disorder)
聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった学習に必要な能力を身に着けるのが困難

発達障害のある学生

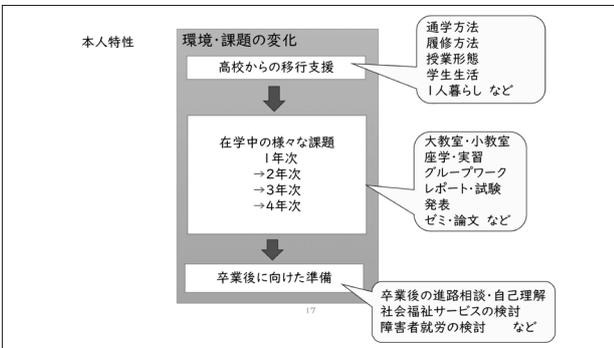
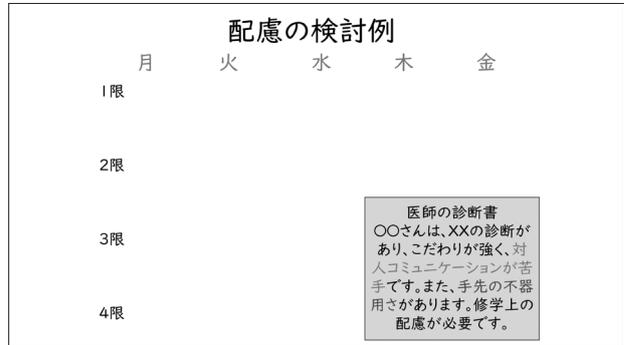
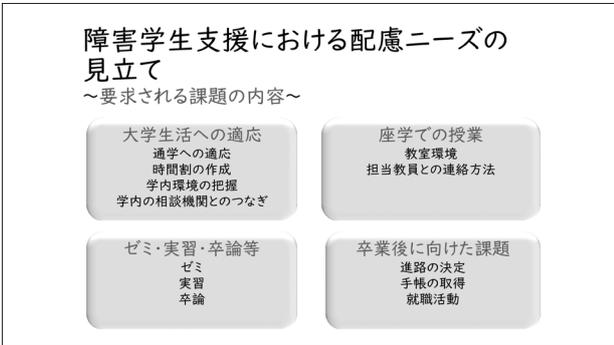
- 空気が読めない
- 自分勝手とよく言われる
- いろいろな情報を一度に処理するのが苦手
- 授業で不特定多数の人と、誰がいつ、どんな話をするか見当がつかない状況で論議することが苦手
- 自由度の高い曖昧な課題に取り組むことが難しい
- 遅刻欠席が多い
- 課題提出や友達との約束をよく忘れる
- 字を書くことが苦手、時間がかかる

など

二次障害としての精神疾患

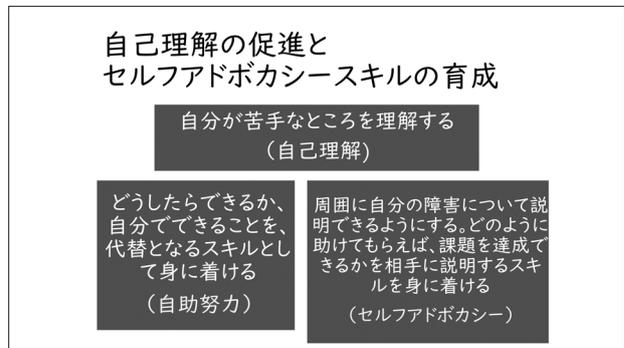


4. 支援室活動状況 (7) 障害理解啓発活動



- ### 自助努力とその支援例
- 学内移動ルートの確認
 - 時間割・履修科目の検討
 - 教科書を予習する
 - 友人のノートを借りる
 - PCを使えるように練習する
 - 筆記用具の検討
 - IT機器の紹介
 - 支援グッズの紹介
 - 自己管理スキルの指導
 - 休憩場所の提供
 - 日常の相談
 - 自己理解の促進
 - 外部機関との連携
 - 受診に関する相談
- など

- ### 合理的配慮の例
- プレゼンなどの発表方法の変更
 - 試験の方法
 - 試験時間の延長
 - 課題の期限延長
 - 重要な指示を口頭だけでなく板書する
 - 資料の事前配布
 - ディスカッション、グループワークのメンバー調整
 - 質問を多くしてしまうことに対する配慮
- など



ご清聴ありがとうございました。

(8) 研修会への参加

各支援室コーディネータが以下の研修会に参加し、関連情報の収集や支援スキルの向上に努めた。コロナ禍以降、オンラインで実施される研修会が増えており、会場に出向くことなく業務の合間に受講することが可能となった。

参加した研修

期間	研修名	受講方法
4月	JASSO オンラインセミナー（第2部） 「改正障害者差別解消法の施行に向けて」 ～合理的配慮提供の課題を読み解く～	オンライン
8/29 - 10/2	A HEAD JAPAN Conference 2022	オンライン
12/8	JASSO 令和4年度 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー	オンライン

5. 2022年度障害学生支援に関するFD研修会の概要

2022年度障害学生支援に関するFD研修会は、愛媛大学教育学生支援部 学生生活支援課 アクセシビリティ支援室の太田琢磨先生からご講義いただいた。参加者は、品川キャンパス・熊谷キャンパス合わせて29人であり、1年間ビデオ配信された。

内容は、愛媛大学アクセシビリティ支援室における、合理的配慮を必要とする学生数と障害別の割合が示され、コーディネーターから教員への合理的配慮の依頼方法（修学支援システムから教員に通知）が紹介された。提供されている合理的配慮の例は、文字通訳（PC、音声認識支援）、手話通訳、授業の配信、生活支援（買い物、昼食介助）などであった。

障害者差別解消法の考え方は、医学モデルでなく、社会モデルに基づいていること、そして、大学の規則、建物、マナーなどは健常者の当たり前から生み出されており、健常者と障害者の「当たり前」は全く異なることが提示された。加えて、合理的配慮は「障害者から要望があった時」に、重すぎる負担にならない範囲で必要な配慮をすることであることが紹介された。

組織マネジメントの確認・構築（学内の役割分担の整理等）、構成員への教育機会の提供（FDSDの開催、学生が障害者差別解消を学ぶ授業）、シラバスの確認（シラバス内に社会的障壁となる文言がないか）、予算の確保、コーディネーターの養成などが、合理的配慮義務化へ向かっての課題であることが述べられた。

最後に、当事者が障害学生にかかわることが重要であり、ピアという観点からの関わり、ロールモデルとしての役割などから意義があることが示された。

6. 利用案内 (パンフレット)



立正大学

障害学生支援室

利用案内

Rissho Disability Support Services

受付場所

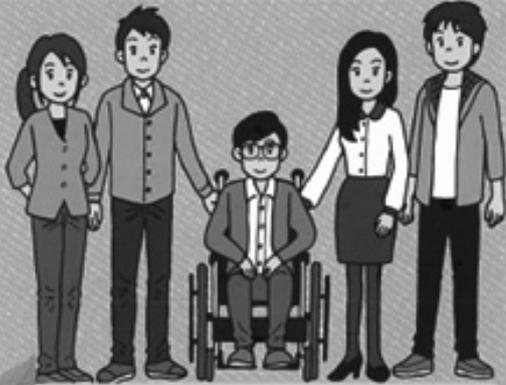
学生生活課窓口

品川 8号館1階
03-3492-6698
(直通 03-3492-6718)
✉ rdss.sc@ris.ac.jp

熊谷 19号館1階
(アカデミックキューブ)
048-536-6012
✉ rdss.kc@ris.ac.jp

公式サイトは
コチラ! 

立正大学ではすべての学生が安心して学生生活を送ることができるよう、障害の配慮を必要とする学生はもとより、明確なその有無にかかわらずサポートしています。



障害のある学生支援
障害支援の相談

障害学生支援室は、支援ニーズ(困りごと)とサポート(具体的な支援)をつなぐ窓口です。授業の悩みなどについて、コーディネーターに相談ができません。

合理的配慮に基づく支援を、学部・研究科や学生カウンセリングルーム等の関係者、関係部局が相互に協力して行います。

相談 (Consultation)

学業が思うように進まない理由もさまざまです。どこでつまづいているか、どう解決しているか、一緒に考えましょう。

支援 (Support)

修学環境を調整し、困難さが軽減されるよう支援します。

***支援例**

視覚障害：拡大読書器の用意など
聴覚障害：ノートテイクなど
肢体不自由：移動支援、環境整備など
精神・発達障害：環境調整、自己管理支援など

(2024 年度改訂予定)

7. 執筆要領

1. 目的

- (1) 立正大学障害学生支援室（以下、支援室）は、支援室に所属するコーディネーター・教職員とその関係する教職員、実習生の実践・研究に関する成果を学内外に発表するため、「立正大学障害学生支援室年報」（以下、年報）を発行する。
- (2) 年報の発行は年1回、年度末とする。

2. 投稿論文の内容および分量

(1) 論文

障害学生支援に関連する実践・研究論文（研究論文、資料論文、展望論文）は未公刊のものとし、図表等含め、原則として18,000字程度とする。原稿はワープロを使用し、A4判に原則として1行40字（英文はspaceを含め約80字）、36行の横書きとする。なお、図表は、一頁大で1,600字、半頁大で800字、4分の1頁大で400字に換算すること。

(2) 実習報告

実習生が、その体験と成果をまとめ報告する。3,000字以内とする。

(3) コーディネーター・教職員紹介

新任のコーディネーター・職員は、自分自身の専門分野を中心に自己紹介の内容を執筆する。1,200字程度とする。

(4) 関連情報紹介

障害学生支援に必要な情報などを紹介することができる。1,500字以内とする。

(5) 障害学生支援室の活動報告

当該年度の支援室における活動について報告、掲載する。

(6) その他

支援室会議において掲載が必要とされた場合、論文あるいは記事を投稿することができる。

3. 執筆者

- (1) 執筆者は、障害学生支援室コーディネーター・教職員とその関係者とする。よって、障害学生支援室コーディネーター・教職員は共著者としても学内外のものを加えることができる。
- (2) 実習生は、コーディネーターならびに教員の指導の下、実践・研究成果を論文として投稿することができる。
- (3) (1)以外であっても、支援室会議において掲載を認められる場合は、執筆者となることができる。

4. 文体および図表

- (1) 原稿は原則として和文および欧文とする。和文の場合は、横書き、現代仮名遣い、口語体を原則とする。欧文の場合は、和文に準ずる。
- (2) 図表を使用する場合は、原則としてそのまま製版できる形とする。
- (3) その他、執筆で留意すべき点は、公益社団法人日本心理学会刊行の「執筆・投稿の手びき」を参照することが望ましい。

5. 投稿の申請および原稿の提出

- (1) 投稿希望者は、原則として10月末日までに、支援室会議にて投稿の申請を行う。
- (2) 原稿の提出に際しては、完成原稿1部とともに、電子ファイルを電子媒体にて提出するものとする。
- (3) 原稿には、表題、和文要約、英文タイトル、執筆者氏名・所属（英表記も含む）、印刷上の注意事項を記した投稿票をあわせて提出するものとする。なお、任意に欧文要約を付記することもできる。
- (4) 原稿の締め切りは、原則として発行年度の1月末日とする。

6. 投稿の受理および編集

- (1) 投稿の申請および投稿の受理については支援室会議において検討し、受理の可否を決定する。
- (2) 原稿の内容については支援室会議において検討し、必要に応じて執筆者に修正を求めることがある。2校以降は原則として責任校了とする。

7. 抜刷

抜刷については、実費負担とする。

8. 立正大学機関リポジトリへの個人投稿

「立正大学障害学生支援室年報」へ掲載される論文を、立正大学機関リポジトリに次の手続きに従って個人投稿することができる。

- (1) 個人投稿を希望する場合は、事前にその旨を支援室会議へ報告しなければならない。
- (2) 支援室会議が個人投稿について検討を必要とした場合は、当該の論文の著者（代表者）と協議し、個人投稿の可否を決定する。
- (3) 支援室会議によって個人投稿が認められた場合は、「立正大学機関リポジトリへの投稿の流れ」に従って個人投稿し、自らの責任において著作権を管理することとする。

9. 著作権

投稿された論文等の著作権は、立正大学障害学生支援室に帰属するものとする。

10. 倫理

立正大学研究倫理委員会要領に準じ、立正大学心理学研究所研究倫理要領を参照するものとする。

8. 執筆要領

11. 改正

本要領を改正する場合には、支援室会議の承認を得なければならない。

附則

本要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

立正大学障害学生支援室 年報 第7号 (2022)

発行日 2024年3月31日
発行者 立正大学 障害学生支援室
室長 濱畑 芳和
東京都品川区大崎4丁目2-16
制作 立正大学 障害学生支援室
編集・印刷 株式会社ディーズラボ
<https://www.ds-labo.com>

※本書に掲載された論文等の著作権および電子化の権利は、立正大学障害学生支援室に
帰属し、無断での複製・転載を禁じます。

『萬世古状揃』立正大学古書資料館所蔵

Moral and spiritual cultivation in Japanese neo-

Confucianism : the life and thought of KaibaraEkiken,1630-1714

Mary Evelyn (1989) Albany

RISSHO Disability Support Services
Annual Report



Ekiken Kaibara (1630-1714)

True wisdom proceeds from the knowledge
of seeing and hearing to genuine
understanding in our hearts.

English translation adapted from Tuchker, M. E. (1989)

If you truly know diverse people,
you will appreciate and take actions to support the diversity.
RISSHO University Disability Support Services